

令和3年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月27日（月曜日）

10時00分開議

15時13分散会

出席議員（9名）

1番 議員	竹 本 文 直	2番 議員	西 森 常 晴
3番 〃	岡 田 良 成	4番 〃	片 岡 智 準
5番 〃	大 野 弘	7番 〃	野 村 安 夫
8番 〃	左 京 憲 昌	9番 〃	藤 崎 源 彦
10番 〃	若 藤 敏 久		

欠席議員（1名）

6番 議員 西 森 久 雄

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	教 育 長	竹 本 雅 浩
総 務 課 長	黒 川 一 彦	企 画 課 長	古 味 仁 志
税 務 課 長	片 岡 博	町 民 課 長	井 上 竜 一
保健福祉課長	谷 脇 昭 仁	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀住民福祉課長	大 野 真 智	池川地域振興課長	大 原 成 彦
監 査 委 員	隅 田 恒 盛		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 石 浩 平	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号6番、西森久雄君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開します。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号7番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○7番 野村でございます。おはようございます。

まず初めに、古味町長、当選おめでとうございます。仁淀川町住民のため頑張っていたきたいと思います。

それでは、1点目の質問に入る前に、全国の新型コロナウイルスに感染された方、亡くなられた方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、1点目の質問に入ります。新型コロナ対策についてですが、まん延防止等重点措置の間、防災無線、感染者が確認された直後の対応、住民への周知は十分であったのか伺います。

1回目は以上で終わります。

○議長 休憩します。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員のまん延防止等重点措置の間、町としてはどのような対策を実行したのかという質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、町民の皆様には日頃よりマスクの着用、手指の消毒、3つの密を避けるなど、新型コロナウイルス感染対策にご協力いただき、感謝申し上げます。

また、私の行政報告にもありましたが、町民の対象者84%余りの皆様が2回目のワクチ

ン接種を終えられており、新型コロナウイルスの感染予防意識が高いことに対しまして、重ね重ね感謝申し上げる次第でございます。

さて、県からのまん延防止等重点措置の適用に伴う高知市及び県全域の協力要請が8月27日から9月12日までの間、実施されました。この間、町としての対応は、職員に対して県外への出張は認めず、高知市への往来は控えるよう県より要請があったため、高知市への出張も業務の必要性を考慮した上で認めるもの以外は慎むようにいたしました。

また、職場での3密を避けるため、在宅勤務、休日の出勤、有給休暇等の取得を促し、出勤者数を削減するための対策を実施してまいりました。

町が管理する公民館、交流センター、仁淀多目的研修集会施設、池川コミュニティセンター、長者複合集会施設などの利用につきましては感染症拡大防止策を講じること、また参加者の名簿、住所・氏名・連絡先等ですが、これを作成していただくことを条件に、必要性に応じて許可した次第でございます。

町が管理するキャンプ場につきましては、8月30日から利用を控えていただく旨の看板を設置することで周知し、まん延防止等重点措置を解除した12日まで実施したところでございます。

学校といたしましては、部活動については、まん延防止等重点措置期間中は中止といたしました。

以上、主立った対策をご説明させていただきました。

次に、防災無線での対応は十分であったのかというご質問にお答えさせていただきます。

まん延防止等重点措置、この期間中の防災無線によるコロナ感染対策の放送は、3日に1回の放送とし、延べ6回の放送をさせていただきました。

ただ、9月9日に高知新聞の紙面にて町内1人の感染者が公表されました際は、町民の皆様コロナ感染に対する危機感を持っていただくため、ある程度の情報を公開する必要もあるのではないかという意見もありました。しかし、プライバシー保護の観点から公表された資料の範囲内での情報公開しかできないため、感染者が特定されるような放送内容はできなかった次第でございます。

次に、感染者が確認された直後の対応、住民への周知はというご質問にお答えさせていただきます。

9月8日の夕方、高知県中央西福祉保健所から仁淀川町の方が新型コロナウイルスに感染されたという報告を受けました。保健所からは、新聞等の報道で発表されましたことと

同じく、住所、氏名、性別、年齢等の個人情報に関する情報提供はありませんでした。

県では、感染状況の把握及び感染拡大防止を目的に公表しており、個人情報の保護及び人権への配慮から、個人の特定につながるおそれのある情報は原則として公表されておられません。町としましても、防災無線によるコロナ感染の注意喚起を促す放送内容にとどめた次第であります。

以上です。

○議長 再質問ございますか。野村安夫君。

○7番 どうもありがとうございました。丁寧に説明していただき、誠にありがとうございます。

住民の間では、感染防止の観点から、感染者が出現した場合、徹底して場所、地区の周知をしてほしいという要望が出ています。この点に関してどのように対処しますか。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 野村議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、住民に危機感を持っていただくため、地区とかそういう情報も必要ではないかという声も確かにありますが、県からの公表としましては住所、氏名、年齢とかが公表されていけませんので、そういう吾川地区、仁淀地区、池川地区で感染者が出たという公表、または防災無線による連絡は行うことができませんでした。

以上です。

○議長 再々質問は。野村安夫君。

○7番 人の命が一番大事です。クラスター発生を防ぐため、感染地域の把握、ある程度の住民への周知、通報は必要だと考えますが。

○議長 谷脇課長。

○谷脇保健福祉課長 野村議員の再々質問にお答えします。

すみません、先ほど公表はできませんでしたと私が答弁しましたが、公表しませんでしたというのが正解です。県からの情報によりますと、確かに本当に氏名、地区とか住所とか、何も私たちも聞いておりませんので、それ以上の公表はできません。

また、それに伴い、どこまで公表するかというと、町の職員がもし新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、仁淀川町役場本庁舎何名、または仁淀川町仁淀総合支所何名などと公表する予定であります。また町長、副町長、教育長がウイルスに罹患した場合は、氏名を公表する予定であります。

一般住民の方への公表は、本当に県からの情報がもたらされていませんので、公表することはできませんでした。

以上です。

○議長 それでは野村議員、2問目、お願いします。

○7番 2点目の質問に入ります。

国道494号線、瓜生野地区の土砂崩れ現場は9月上旬にボーリング調査が終了したと思いますが、結果と今後の見通しを聞きたいと思います。

そして岩丸橋の調査、9月15日から10日間の予定で行っていますが、橋桁補修のための調査だと伺っていますが、補修のための工事であると思いますが、お間違いありませんか。

そして、今後30年内に発生するであろう南海大地震がマグニチュード8前後であるなら、岩丸橋、家古屋橋、富岡橋は崩壊する可能性が高い。孤立する岩丸地区、家古屋地区を救うには、バイパス岩丸家古屋線の新橋を造る以外にないと思いますが、何とぞこのことを踏まえ、バイパス橋、新橋の岩丸橋、家古屋地区、国道439号線までの新橋、家古屋橋の調査を前向きに検討していただきたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 野村安夫議員の瓜生野地区の土砂崩れ現場の工事の見通しについてのご質問にお答えさせていただきます。

今年6月30日、国道494号において山手斜面が崩壊し、国道と林道ヲヲカゲ線が全面通行止めとなりました。また、その後の調査で斜面上部において新たなクラックが確認されたため、地滑りの可能性があるとして、斜面崩壊の全体規模を観測するための調査ボーリングを4本施工し、24時間体制で斜面の動きを観測しております。

この観測にはしばらく時間を要することや、地滑り災害として認定していただくため、国などの関係機関との調整や協議に不測の日数を要することから、現時点では復旧予定が立っておりません。町民の皆様には大変ご不便をおかけしますが、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

続きまして、494号に架かる岩丸橋の調査結果に関してのご質問についてお答えさせていただきます。

現在岩丸橋で実施されているのは、令和3年度道路メンテナンス事業町道岩丸線橋梁補修調査設計委託業務であります。9月15日から時間規制により橋梁調査を実施するための足場を橋に設置しました。10月以降、岩丸橋の損傷・劣化等調査を行い、修繕設計を行い

ます。履行期限は令和4年1月26日となっています。また、令和5年度に岩丸橋修繕工事として実施する予定となっています。ご理解のほどよろしくお願いします。

続きまして、494号に架ける新橋、439号から家古屋に架ける橋と岩丸から有実、494号に架ける橋の調査を前向きに検討しているかのご質問についてお答えさせていただきます。

町としても、439号から分かれての市街地周辺が非常に狭く、大型車両も通行できない状況で、県に対して早期整備を要求しているところです。現在は大西工区、大西土居工区の2か所において整備を進めていただいております。大西工区完成のめどが立ち次第、439号への接続ルート計画の検討に着手していただき、本町や国道439号・494号連絡道路早期着工計画案作成協議会と協議していただくよう県に要望してまいりたいと考えております。

一定のルートが決定すれば測量設計調査委託と進んでいこうかと思っておりますが、県の事業であり、町としましても県、国に対して強く要望してまいりたいと思っております。また、494号整備促進期成同盟会を通じて、強く重ねて要望していきたいので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君。

○7番 この前、瓜生野の現場へ行って、ボーリング調査の何を見てきました。大方終わったところでございました。

このままあれを放置するというわけにもいかないと思います。何年も放置するわけにもいきません。2次災害を最大限に考慮して、2次災害が発生しないように工事を進めるべきではないですか。

○議長 ただいまの質問に対し、池川総合支所地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 野村議員の再質問にお答えします。

瓜生野の地滑り災害ということで、地滑りの規模が今、全く分かってない状態であり、今分かっているのは頭部のクラックだけが確認でき、末端の部分が確認できてません。それと深さが確認できないということでボーリングを4本、林道と国道の間に1本、国道の横に1本、それからクラックまでの間に2本、計4本やっています。それにより動きがあれば、深さ、末端の部分が確定できると思うんですけど、それとあと横幅、幅がどれぐらいで動いているかという規模、ブロックが確定できないことには復旧工法等ができないということで、その動きを確定するのはまだしばらく時間がかかるということです。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。野村安夫君。

○7番 次に、岩丸橋の件ですが、これは全体の補修をするものではありませんね。調査結果によると思いますけど。

○議長 池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 野村議員の再々質問にお答えします。

岩丸橋については、今現在、道路メンテナンス事業として足場をかけて、一応劣化等の調査、またレントゲン調査等を行いまして、中の鉄筋の状況、またコンクリートのコア抜きをして、強度がどうかというのを調査いたしまして、それに対して悪いところがあれば修繕方法、どういうふうに直していくかという調査を10月以降行っていくようになります。一応、それで全部の橋、起点から終点までを修繕するという事になっております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○7番 あの橋は結構使われていまして、20トン前後のトン数がかかっていると思いますが、いつもあそこを通っています。補修もこじゃんとうようしてもらわんと、もたないのじゃないですか。大地震8ぐらいのが来たら、ちょっともたないと思いますけど。

○議長 池川地域振興課長、答弁。

○大原池川地域振興課長 野村議員の再々々質問にお答えします。

平成9年度に1回、岩丸橋の点検を行いまして、その結果、早期措置段階という結果が出ました。取りあえず修繕ということで、取りあえず足場からの表面のクラック等を見て、クラックなんかもどういうふうに修繕をしていくか、それとレントゲン探査により鉄筋の状態、P C橋の状態を確認するとともに、上部の舗装厚の調査も行い、一応全体を調べて修繕をするような形になります。

以上です。

○議長 それでは3問目、野村安夫君。

○7番 3点目の質問に入る前に、議長、この質問に先立って訂正をお願いしたいことがございます。

質問事項3、坂本地区の水道工事についての質問の要旨で、「9月から工事が始まっているが」という表現をしましたが、まだ工事は始まっておりません。申し訳ありません。ほんで、10月以降の工事が予定されています。坂本地区の水道工事が終了するまで10年ぐ

らいかかる、そういうふうに訂正をお願いします。

○議長 訂正しますので、質問を続けてください。どうぞ。

○7番 10月以降、工事が予定されている坂本地区の水道工事は10年程度かかると聞いていますが、実際の状況は。また水道管、配管コースが大幅に変わるように聞いています。この点もよろしく。

○議長 ただいまの質問に対し、町長、答弁。

○町長 野村議員の坂本地区の水道工事に関する質問にお答えいたします。

本年度より、仁淀川町では生活基盤施設耐震化等交付金事業を活用し、10年間で10億円の事業規模で事業をスタートしております。施設整備に当たり、町としては仁淀川町簡易水道事業更新計画に基づき、法定耐用年数40年を超えた管路の更新を最優先に実施することと考えており、この10年間で全ての地区の管路の耐震化を含めた更新を進めてまいります。その後、残りの施設について必要なものは順次更新してまいりたいと考えております。

坂本地区の水道工事についてですが、概算総事業費が約2億5,900万円必要との試算がされており、これには空中配水管の解消、配水地とろ過池の更新及び施設をつなぐ管路が含まれております。大変高額となっていることから、10年後の完成は難しいと考えておりますが、財政状況、補助事業の動向等を注視しながら、早期完成ができるよう関係機関と連携を密にし、今後取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 再質問、野村安夫君。

○7番 10年も経過すると、高齢化している住民の水道利用率が大幅に減少し、大変な状態になる。せめて3年から5年ぐらいの間に何とかしてもらいたいんですが。

そして10月、11月、坂本の家近くを工事する場合は、番茶の製造、摘採の時期でありますので、住民に対して工事内容の周知徹底と、断水する場合、時期を含めて情報を流していただきたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、大原支所長、答弁。

○大原池川総合支所長兼住民福祉課長 野村議員の再質問にお答えさせていただきます。

管路の法定の耐用年数は40年というふうになっております。どの地区におきましても、管路については40年を超えているもの、それから40年に近いものということで、坂本だけが40年を超えておるわけではございません。そういう意味で、全体の管路を最優先して工事は進めていきたいというふうに現段階では考えております。

それと通行止め等、工事が始まりましたら通行止め、それから断水、そういったことが発生を、お願いをせにゃいかんというふうに思っております。住民の方にも期間、それから時間とかいうものをなるべく細かくお知らせをし、話し合いもしながら工事は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。

○7番 ありません。

○議長 それでは、続いて4項目め、野村議員。

○7番 4点目は、選挙管理委員会の問題で難しいと思いますが、仁淀川町長選挙が8月、町議会議員選挙が1月に実施されているが、仁淀川町年間予算が減少する中、支出をできるだけ少なく抑えるため、8月、1月の選挙を1回にまとめ、10月、11月頃に実施してはどうか提案したいと思いますが、不可能でありますか。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 ただいまの野村議員の町議会議員と町長の同時選挙のご質問にお答えさせていただきます。

まず、それぞれの任期についてお話しさせていただきます。町長が8月27日、議会議員が翌年1月31日であり、それぞれの任期満了日を比べると約5か月離れています。一方、公職選挙法では、任期満了による選挙は任期が終わる日の前30日以内に行うとされています。

ただし特例があり、先に到来する任期満了日が後に到来する任期満了日の前90日以内にある場合には、法定期間内に同時選挙を行うことができるとされています。結果として、町議会議員と町長の任期満了日が90日以内に収まりませんので、同時選挙は行うことができません。

選挙執行はミスなく効率的に実施することが当然に求められております。一方で経費削減も求められております。ご質問にありましたように、不要な支出の削減には今後とも取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 再質問はございますか。野村安夫君。

○7番 来年の4月から西村病院が診療所の傘下に入ります。大崎診療所共々赤字経営が予想され、1億円前後の赤字となる見込みであると想定されます。必要経費を少し

でも少なく抑えることが大事だと考えるが、いかがですか。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、黒川総務課長。

○黒川総務課長 野村議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに仁淀診療所を来年4月から経営するように、直診化するようになります。それはどうしても必要ということでやるようになるわけございまして、その経営面は極力抑制して行っていくようには努めます。そして、その他の経費も、必要な経費、できる限りそこは抑制して努めていきたいと思っております。そして歳入面におきましても、資金の安全な運用、そして公債費の繰上償還等を行っていき、極力弾力性のある財政運営のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で野村安夫君の一般質問を終了いたします。

次に、通告第2号、議席番号3番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○3番 おはようございます。議席番号3番、ただいまから質問をさせていただきたいと思います。

古味町長におかれましては、このたびの町長選挙、誠におめでとうございます。

私はこの質問において、2点ほど通告書に書いております。この件について順次質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、新町長に行政運営について問うと、こういうことで書いております。その中の内容につきましては、町長は、町長選挙のたびに町民の目線で行政運営するということを掲げております。そしてまた、住んでよかったと思えるまちづくりを掲げて当選をされました。その内容について、細部、ご説明を願いたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、町民目線での行政運営についてでございますが、町職員が一住民として、職場や家庭における役割に加えて、社会貢献活動、地区での活動、PTA活動、消防団活動などに参画することで、地域住民と思いを共有し、ひいては現場の住民目線で行政運営を推進することにつながります。町民ニーズを的確に捉え、住民の立場になり、行政に取り組むことが大変重要であると考えております。

町職員も多くの方が社会貢献活動、地区での活動、PTA活動、消防団活動などに参加

しています。その中で地域住民と意見を共有することが大切であり、その経験を生かし、行政に反映していただきたいと思います。

次に、住んでいてよかったと思えるまちづくりですが、生活者の視点でまちづくりを捉え、老いも若きも全ての方が充実して生き生きと生活できる町であることが重要です。町民に共通した関心事である健康、あるいは地域に根差した伝統文化、福祉の充実、生活環境の整備、教育の充実などを整え、町民が気持ちよく豊かに暮らせ、住んでいてよかったと思えるまちづくりを目指します。

不便な地理的条件の中、故郷を思い、住み続けている町民がたくさんいます。このような方々に気持ちよく豊かに暮らしていただくためにも、生活者の視点で行政に取り組む所存でございます。

以上です。

○議長 再質問はございますか。岡田良成君。

○3番 町長の答弁を聞くと、全く私も同感でございます。

今回、私も各地域を回ってまいりました。そのような中で、町民がどういう生活をしているか、あるいはどういう思いを持っておるかということをやはり重点的に考えてもらいたい。そしてまた、いろんな意味で、仁淀川町の行政において、あるいは経済問題において、今、とにかく大変厳しいものがあります。私は山間地域を回ったときに、山間地域の方々は、とにかく人がいなくなった、生活ができなくなった、あるいは生活の難民、いわゆる生活必需品が買えない、あるいは病院が遠い、いろんな人の話を聞いて回りましたが、それを全部町長にやれということは大変難しいことだと思いますけれども、やっぱり順位をつけて、一番何が大事なのか、ここで仁淀川町で暮らしている方々の思いを持っていたいて、今後の行政に反映をしてもらいたい。

そしてまた、企業におかれましては、今、土木業者も随分おられます。しかしながら、事業も少なくなつて、大変利益率を出すのも大変な状況でありますけれども、私はそういう先ほどの町長の視点から、仁淀川町の町民が一番大事なんだと。町民を守る、仁淀川町をよくする、そういう視点になったときには、やはり土木業者も地元の業者。ある一例をとりましたら、今、診療所ができておりますけれども、町外の業者が受けています。ほとんど品物は納入されよりません。ほとんど町外の業者です。もし仮に町内の業者が取られましたら、ぜひとも今後とも、地域の商店街から少しでも、くぎの1本でも買うような指導、そして経済の循環性を持ちというふうな、町民が少しでも幸せにつながるような、ど

うしたら仁淀川町がよくなるだろう、どうしたら仁淀川町に人が住んでくれるだろうという思いを持って、今度の今の町長は、いわゆる県下でもバトンタッチをされた町長ではございません。ですから、仁淀川町の再出発、仁淀川町の町民がいかに幸せになるかということを考えていただいて、そしてまた、よく話を聞くのは、町内の者から若い者がいなくなった、随分声があります。いなくなった原因は何か。私は前町長にもお願いしてまいりました。できるだけ町内の職員を採用してもらいたい。それがいかなければ、全国からインターネットで公募して、仁淀川町で暮らせる家族の方々を募集してもらいたい、そういうお願いもしてまいりました。

じゃあ、仁淀川町に1人でも人口を増やすためにはどうするか。そしてまた、仁淀川町の若い者が出ていっている原因、これは町長だけではなく、全職員の考えもそういう形に考えを捉えてもらいたい。1人でも仁淀川町に残るように。

町外の者が大事なのか、仁淀川町の者が大事なのかといいましたら、私は仁淀川町の者が大事であります。今、私どものこの町に町外から通ってこられる職員もおります。その方はそれなりの努力をしています。町外から通っているから私は仕事で偉くならない、頑張ろうと意欲を持ってもらっている職員もおります。そういう職員こそ大事であります。

とにかく仁淀川町は、第一に町民が幸せになるような行政を行ってもらいたい。先ほど申し上げましたけども、土木業者にしても、今後とも仕事が流れている折、町内の業者に発注をしてもらいたい。それを受けたならば、少しでも仁淀川町の町内の商店で物を買ってもらいたい。そしてまた経済の循環化をする。そういうふうな思いを私は持っております。

今言う事は全部はできませんでしょうけども、そういう思いを持って、どうしたら仁淀川町に1人でも住んでもらえるか、仁淀川町の町民はどうしたら幸せになるかという思いを持って、これからの仁淀川町の町長は、今までの人と違って、バトンタッチではありません。新たな町長でありますので、改革、そして町長は仁淀川町で生涯住む。将来のことを考えて行政運営に当たってもらいたいというふうに思います。

もう一度、私が今お話ししたことを踏まえて、固い決意の表明と今後どうするかということをご答弁願いたいと思います。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

住民の痛みや苦しみを知ること、感じ取ること、これが非常に大切だと思います。何を

求め、何を必要としているのか、住民に寄り添った行政が求められると思います。優先順位を持っていろんな事業を実施していきたいと考えております。

なかなか人口増というような話にはならないかも知れませんが、少しでも人口減少を食い止める策、こういったことを考えていきたいと思います。

また、先ほども言われましたが、町外職員という話がありました。町外職員であっても町に非常に貢献してくれておる職員もおります。町の行事に積極的に参加して、そして朝も早くから夜も遅くまで仕事をしてというような職員もおります。ただ残念なのは町外ということだけでありまして、本当に町内に住んでいる役場職員以上に頑張っているような町外職員もおりますので、一定そこら辺は理解もお願いしたいと思いますが、やはりこちらとしては帰ってきてほしい、こちらに住んでほしいということを繰り返すしかないのかなというように思っております。

以上です。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 診療所の建て替え工事についてお答えさせていただきます。

診療所の建て替え工事につきましては、建築専門の業者が町内にいないということもありまして、その発注業務に町内の業者ではいささか荷が重いというところもあると思います。その面、これからは町内の業者になるべく発注できるようなシステムをつくりたいと思いますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。岡田良成君。

○3番 診療所のことで、発注についてはそういうお話を聞きました。その発注もさることながら、私はできるだけ地元の商品は地元の商店街で買ってもらいたい。例えば今、くぎの1本というような小さなことですけれども、やっぱりお互いに経済の循環化をしていくという意味で、できるだけ地元の物を買ってもらいたいというのを1つ、希望です。

それと、ついですけれども、今お話が出ましたけれども、財政の面についての関連でありますので、お伺いいたします。

今、そのいわゆる森林センターですか、あそこの発注をしておりますけれども、私は

その当時、予算化をするときに、坪単価150万というのは高いというふうな指摘をしてまいりました。

最近話を聞く中で、私の勉強不足だったかも知れませんが、あの施設は床暖房をやっているという話を聞きました。森林センターで、この仁淀川町で床暖房が大事なのか。何か話を聞くと2,000万ぐらいかかる、床暖房に対して。町民から聞きますよ、家の電気代でも電気を消して、少しでも節約をしていこうかというこの時期に、2,000万ぐらいかかる床暖房をしなきゃならない理由が分かりません。

しかし、もう発注はしていますから、それについては言いませんけども、今後ともこういうふうな無駄遣い、町民が納得しない無駄遣いは、町長以下職員、ぜひともいろんな意味で無駄なことはしないということを私は考えてもらいたい。床暖房について私は、個人的にですけれども、これは無駄です。以後こういうふうな発注の仕方がないようによろしくお願いします。町長、答弁。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 まず、町内の業者から物品を調達せよという質問からお答えしたいと思います。入札時の特記事項等で町内優先の件を記載するなど、一定の条件をつけて入札ということも考えられるのではないかとこのように思います。そういうことで町内の業者から調達をしていただくという手もあるかと思います。

そして、森林センターの床暖房の件ですが、確かに床暖房というのはぜいたくのようなものかも知れません。ただ、床暖房にすることによって、ほかのエアコンの関係の電気代が下がるであるとか、一定そういった効果もあろうかとは思いますが、そこら辺の費用対効果も今後十分に検討して、住民が納得できるような、そういうものを造っていくということで徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君、2点目。

○3番 それでは、2点目の質問をさせていただきたいと思います。

質問事項としまして、住宅家賃の補助ということの質問をしております。この件については、先日も仁淀川町がこういうふうなアンケートを取っておりました。仁淀川町過疎地域持続的発展計画（案）ということで、町民からアンケートを取っておりました。その町民のアンケートの質問の中で、町外への転出を減らす取組方についてと、町外に出ていく者の取組方を減らせというような質問であったと思うんですよ。私は、同じような質問に

なりますけれども、今、町内を回っておると、とにかく今仁淀川町におる方々が、家賃が高いから外に出ていく。家を探しよったけども、なかなか家がないと。ですから町外へ出ていったという話を随分聞いてまいりました。これは今に始まったことじゃありません。随分前から聞いておりました。ごく最近もそういうことで、家賃が高くなったからといって、3人の家族の方が佐川へ転出をしてまいりました。

私は今、1人でも仁淀川町に人が住んでいただきたい、定住をしてもらいたいということで、私も一人一人の方々にそういうことをお話しして回っております。時に、せっかく仁淀川町におる方が町外に転出するというのは非常にさみしい思いがします。だから、そういうふうな意味で、町外で生活のできるような工夫がないか、どうしたら仁淀川町に残ってくれるか、私なりに考えてもおりますけれども、まず町長にご答弁を願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 岡田良成議員の住宅家賃の補助についてのご質問にお答えさせていただきます。

町営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅法により整備され、現在、特定公共賃貸住宅と合わせて162戸が整備されております。

家賃の算定方法につきましては公営住宅法で定められており、入居者の収入から求めた家賃算定基礎額に住宅の立地条件、規模、経過年数、利便性の係数を乗じて算出されますが、収入が多い世帯は算定基礎が高くなるため、家賃は必然的に高くなります。

一方、町が独自に設置及び管理を行う町立住宅で整備した若者定住住宅は、町の将来を担う若者の定住を促進するために建築されたもので、家賃は町営住宅家賃の最低額と最高額の間额的な額で設定されております。

ご質問の、家賃が高くなった世帯へ町独自で補助して、家賃負担を町立住宅並みにとのことですが、さきに述べたとおり、町営住宅の家賃が高いということは、その世帯にそれなりの収入があるということでもあります。それから、世帯に家賃補助をするというのは、高額所得者に恩恵があるものの、優先的に手を差し伸べるべき低所得者には恩恵がなく、不公平感が生じるのではないかと考えます。

家賃が高額となったことで負担と思われる方もおられるかと思いますが、町営住宅の本来の目的である低額所得者に低廉な家賃でという趣旨を酌んでいただき、ご理解を頂きた

いと思います。

以上です。

○議長 再質問、岡田良成君。

○3番 町長の言う、あるいは法的な根拠、これはごもつともです。今、仁淀川町で人口減少が言われています。先ほども町長がお話をしましたけども、町外から入ってくるのは少ないだろうと。でも今、地元におる方が出ていっている現状を見たときに、何か方法はないかという質問なんです。だから今、所得が上がったらそうだろうということも分かっています。

しかしもう1点、先日もお話を申し上げましたけども、町の職員は住宅補助金が半分ある。5万の家賃であれば2万5,000円の補助がある。普通の企業に行っている方はいないですよ。また、今言うふうに、1人でも仁淀川町に人を残すとなれば、いわゆる法的な根拠だけで話をするのか、1人でも残ってもらって、地方交付税というのは、前回も質問の中で、1人当たり50万から60万と地方交付税が入ってくる。3人家族がおれば60になって180万、町外へ出ていったら減りますよ。おってくれたら180万入ります。年間30万ぐらい補助しても、私はおってもらおう努力をする、方法を考える。おってもらえる方法、人口が増になる方法を考える。出ていけば180万減る。おってもらえば、補助を出しても、それだけの金が残る。地域の活性化になる。私は、これからの行政は、ただ法で縦割りにするのか、あるいはそういうふうな応用を利かせた行政にするのかというのが、実は大事じゃないかと思うんですよ。

今、本当に仁淀川町は、実を言いましたら、はっきり言いまして、職員の中でも、もう仁淀川町は嫌になったと。佐川に行ったら便利がいい、同じ家賃やったら下へ行ったらいいと。みんなそうですよ。そこに、仁淀川町におってもらえる、幸せになってもろうて、ここで住んでもらう、住んでもらうことによって地方交付税が入る。

そしてまた、今言われたように、所得が上がれば当然上がることは、それは事実です。しかしながら、今の現状を見たとき、仁淀川町の現状を見たときに何が正しいか。あるいはまた、仁淀川町に1人でも定住してもらうためにはどうしたらいいかと、工夫、応用を利かせてもらう行政をしてもらいたい。これが今、皆さんから、今回の町長選に支持を受けたのも、大いにそういうような意味で期待をしておる。そういうことを分かってくれるだろう町長であると。古味町長は森でおられる。生涯とも仁淀村で過ごせる。将来の仁淀川町をやっぱり、先ほども言われたように住んでよかった、1人でも人口が増えた、古味

町長になってから変わったというふうな思い切った行政をしてもらいたい。私は町民もそれを望んでおると思います。

むちゃなことではないと思うんですよ。法律は法律、しかし応用は応用。私の考え方は3人出ていったら150万減収になる。その減収の1人あたりは地方交付税が60万減る。だったら住宅等の30万や40万補助しても、おってもらうことによって地方交付税が入ってくるということを考えたときに、応用を利かせてもらいたい。そして、仁淀川町の町民が幸せになるような仁淀川町づくりを今後考えてもらいたい、町長、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えさせていただきます。

町立の住宅で最も家賃が高いのは定住住宅、特定すれば田村団地ということになりました、これが3万5,000円ということになっております。現在、町営住宅や特定公共賃貸住宅でそれを超える家賃を払っているのは19世帯あります。そのうち、役場職員や団体職員などが10世帯であります。ほかにも所得の高い世帯が数件ほどあります。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、高額所得者には恩恵がありますが、低所得者には恩恵がないということで、また転出の意思はなく、仁淀川町に住み続けようと思っている方も多くいらっしゃると思います。さらに言えば、補助をしても、何らかの事情で転出せざるを得ない場合もあるかと思えます。

それと、家賃が負担となって町外へ転出するのを、ただ見過ごすつもりはありません。結果的にそうなってしまうと誠に残念に思いますが、現在、町立住宅は25戸が整備されていますが、常に満室の状態ニーズがあるものと思われます。

先ほど言いました応用してはどうかという話でしたが、応用して、町独自の家賃に設定するためには、公営住宅としての管理を廃止して、町立住宅に転用して管理することも考えましたが、公営住宅にはこのような用途変更を認めないとのことで、断念した次第でございます。

今後、公営住宅家賃が高額となった世帯も転居できるような定住住宅の整備を進めるとともに、担当課と連携して空き家のあっせんを行うなどの対策が必要であるかと考えております。

以上です。

○議長 再々質問ございますか。岡田良成君。

○3番 町長の答弁は確かに今、そのとおりです。私が言うのは、今までに19世帯ぐらいが、家賃がかなり高騰であると、こういうお話を聞きました。今、規則とか法的に物事を変えるというのは難しいかもわかりません。しかし、実際にそういう方がおって外に転居するのであれば、町が何らかの形の措置はできないことはないと思うんですよ。だから、そういう努力を、形はあるけども、そういうふうな応用する努力、今、私が言ったように、私は俗に考えたら、先ほども申し上げましたけれども、くどいようですけども、3家族がおったら180万の地方交付税が入ると。その方が出ていったら180万がなくなるよと。だったら年間30万ぐらいの補助をしてもいいんじゃないかと、これは知恵を使えば何とかなる方法です。だから、それだけの知恵を使って、仁淀川町の町民が1人でも増えるように、定住するように、そしてまた、1人でもおることによって地域の活性化につながるという思いが私はあります。ですから、町長もそういうふうな応用を利かせて、それについて努力をしてもらうということをもう一度伺いして、私の質問を終わります。

私は今、なぜこれほどしつこく言うと、町民が1人でも仁淀川町に残ってもらいたい、この思いでいっぱいでありますので、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えいたします。

対応できる応用、こういったことで実行可能なような応用は、住民のために考えていかなければと思います。

それを前提として、公正公平な観点から、一部の入居者だけ優遇することはできません。やるのであれば全員が、もしくはある住宅料金以上と設定して考えなければいけないと思います。全員ということにはなりませんので、定住住宅以上の住宅料金と仮定した場合、ほとんどが公務員や団体職員とか、社会福祉協議会とか、そういった方たちなどで、なかなか補助や減額はすべきではないのかなというふうに考えます。

また、高額な住宅料金を支払っている方は、今も言いました役場の職員とか公務員とかJAさんであり、ほとんどの方が事業所から住宅手当を頂いております。ということで、実質全額負担となっていないのが現状でありますので、住宅手当には支給率とか上限額等がありますけれど、住宅料の半分程度支給されている場合もあるということで、議員も一定理解をしていらっしゃると思います。

ただ、今後は先ほども言いました定住住宅の建築であるとか、そして応用、対応できるような、そういったことがあれば、いろいろ考えていって、少しでも仁淀川町に住んでい

ただくための施策を考えていきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いします。

以上です。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終了します。

暫時休憩にします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告第 3 号、議席番号 4 番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4 番 発言のとき、マスクをちょっと外させてもらいます。

通告第 3 号、議席番号 4 番、片岡智準、3 点ほど質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、楽しく明るい職場づくりについてということでお尋ねします。

町長は初登庁の日に、幹部会の職員に対して、楽しく明るい職場づくりに徹してほしいと初訓示をされております。どのような職場を望まれているのかお聞きします。その内容、私は幹部会に出ておりませんので分かりませんが、翌日の新聞にそれが載っております。楽しくて明るい職場づくりをという意味についてご説明願います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

職場の雰囲気が悪く、コミュニケーションがうまく取れていない職場の場合、情報共有がうまく行われず、大切な情報の伝達漏れなどで業務がスムーズに行われない場合があります。話づらい、提案づらいなど、業務に支障を来します。また、忙しい時期などに協力関係が損なわれ、1 人の職員に仕事が集中することもあります。

それに対して、日常的に風通しがよく、楽しく明るい職場の場合、コミュニケーションがうまく取れ、報告、連絡、相談がしやすい職場になります。お互いに協力し合い、助け合う環境も生まれ、職務の能力が向上することが期待されます。

企業によっては、楽しく明るい職場は必要なく、能力、成果のみが問われる場合がありますが、住民サービス、公共サービスにおいてはお互いに協力し合い助け合う環境の中で成果が発揮できるものと考えています。このことを職員に期待し、初登庁の日に幹部会で訓示したところです。

私自身も合併後、住民課、地域振興課、企画課、教育委員会で勤務する中で、コミュニ

ケーションがうまく取れ、楽しく明るい職場を意識して職務を行ってまいりました。結果として風通しがいい、協力体制が取れる職場となったと思っています。そのことを期待しての訓示でございました。

以上です。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 その思いは町民には伝わってないんです。私はこの新聞を読んだときに、仁淀川町は過疎化、少子化、高齢化、コロナ禍による経済の疲弊、もう時間を待たずにしなければならぬ仕事が盛りだくさんです。そんな時間のない仁淀川町で楽しくて明るい職場、これは中学生の職場ですよ。中学生や小学生が仲よしクラブでやるのであれば、そういう発言も結構ですよ。しかし、少なくとも仁淀川町という行政をあずかるこれからの町長が、楽しくて明るい、その内容的には、町長が説明したように、確かにコミュニケーションを取るためには雰囲気が悪ければ駄目です。しかし、仁淀川町の中身が初めから雰囲気が悪いような、そういう仁淀川町が現在あるという前提みたいな話になりますよ、それであれば。やはり仁淀川町の今年のまちづくり計画、ひとりひとりが輝き、誇りが持てるあたたかい仁淀川町、それを基本理念でまちづくり計画ができております。

先ほどのほかの方の質問の際に、朝早くから来て夜遅くまで仕事をしている職員がいるということをお話しされたのを聞きました。そうじゃないですよ、仕事は。8時半出勤であれば8時半に出勤して、5時15分までの仕事、この時間にやはりやれる能力、それ以上のものは基本的に課していないから給料も決まっておりますし、やはりその時間内で仕事を全部する、できん人はそういう努力をする、それが仕事というものですよ。時間が長ければええわけじゃないです。

私もこれまで生きてきて、いろんな仕事を見てきました。だらだらする人は長いです。やはり目的を持って1つの仕事に取り組み、新たなものであればそれは別ですけども、業務として日常やられている仕事は基本的に執務時間内でやりこなす、それがスキルアップなんですよ。やはりスキルアップを目指す職員、今年のまちづくり計画も全て職員のスキルアップを問う内容になっております。職員の能力というのはやはり執務時間内で処理ができる、ただ、執務時間外にやる仕事については、その時間でしなければならない仕事というものはっきり決まっております。例えば突発的なイベントがあるとか、今回のコロナ禍のときのコロナの準備、そういったものは、執務時間内には担当者が行き、そして幹部の職員はそれをチェックしに行く、これは執務時間外でもいいんですよ。そういうやはり

突発的なことに関しては執務時間外にやられても結構ですけども、基本的には執務時間内に全てを完了できる能力を身につける。それがやはり、今年のまちづくり計画の中にニューポイントという、何かNPMという、非常に私は日本語しか知ってませんので、そういう言葉はにわかにすぐ出ませんけども、やはりこれからの仕事というのは仕事ありきでやるのではなくて、新たに自分らが考えて効率と結果の能率を求め、それに対するいろんな検討をし、そして結果を出す、そういうためにまちづくり計画をつくったんだと思います。

町長が就任前によその企業から来たのであれば、私はあえてこんな厳しいことは言いません。しかし、町長は在職中にこれ、つくられたものだと思います。このまちづくり計画、何回も何回も見られているはずなんですよ。私は二、三回しか見てません。見てませんけども、やはりこれをやるためにはどういうことをしなければならないか、そういうことをやはり、少なくとも訓示ですのでそこまで立ち入ったことは申しませんが、やはり少なくとも執務室内では活発な議論がされて士気の高まっている、そんな状況を醸し出して、はたから見た町民が今度の仁淀川町は違うなど、そういうような意味合いのことを申してほしかった。そこを踏まえて、最後の答弁をお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

楽しく明るい職場というのは、不真面目や、そして遊び、そういうことではなく、陰湿ではなく風通しのよい職場のことを指しております。決して遊び半分で仕事をするということではありません。暗い職場より明るい職場のほうが職務能力の向上が期待できるものと考えております。

また、利益追求の企業の場合、目標達成、成果主義にとらわれて単独で突き進んでいく場合がありますが、行政職の場合は、そのことだけにとらわれず総合的に判断する必要があるため、他者の意見や担当を超えた対応も必要となることから、良好なチームワークが求められると考えております。

また、時間内できちっと8時半から5時15分までの勤務というようなことでしたが、やはり繁忙期、最近で言えばコロナワクチンの関係であるとか、また選挙事務であるとか、税で言えば納税相談であるとか、そういう繁忙時期が必ず各課にあります。やはりそういうときにはみんなで協力し合って、少しでも早く仕事が置けるように協力し合っておるのが現状です。そういう協力体制がなければ、1人がずっと残って仕事をするというような

状況になりかねません。執務時間内に職務を終了する、このためにも風通しがよい職場でなければ、それは達成できないものと自分は考えております。

以上です。

○議長 それでは2点目、片岡智準君。

○4番 町長の言わんとすることはよく分かっております。分かっておって、あえて申し上げます。

それでは、2点目の質問に入ります。2点目は、仁淀川町の目標についてということでお尋ねいたします。

仁淀川町では、基本理念を基に「自然とともに輝き、豊かで健康な活力ある未来を創造するまち」を実現するため、8つの目標を掲げ取り組むこととなっていますが、就任に当たって当面実施する具体的な町長の取組について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町の基本理念は「ひとりひとりが輝き 誇りが持てる あたたかいまち」であり、この基本理念を基に「自然とともに輝き、豊かで健康な活力ある未来を創造するまち」、これを実現するため、8つの基本方針を仁淀川町まちづくり計画で示しています。

1つ目が「環境にやさしい暮らしづくり」、2つ目が「安心・安全な生活環境づくり」、3つ目が「地域ぐるみの健康づくり」、4つ目が「地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり」、5つ目が「地域の個性を活かした産業づくり」、6つ目が「新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり」、7つ目が「移住促進による地域づくり」、最後に「雇用の拡大による生活基盤づくり」となっています。

就任に当たって当面実施する具体的事業との質問ですが、令和3年度予算は既に成立していることから、本格実施は令和4年度からになるかとは思いますが、まずは子育て世代への支援を実施していきたいと思います。子育て世代は若者が多く、所得も低いのが現状です。学用品や給食費、高校生ともなれば通学費など、教育費は家計を圧迫しています。このようなことから、子育てに優しい町を目指し、1人でも多く子供を持てる環境を整備していきたいと考えています。そのために、通学応援手当の増額、入学前に入学応援手当の支給などを考えています。

また、基幹産業である林業振興のため、林業家育成事業を拡大し、現場での体験、ハイテク機器を利用したオペレーター実践、測量実践など、今後考えられるニーズに応じた職

業を体験していただき、時代に応じたあらゆる種類の林業の担い手を育成していきたいと思います。

次に、高齢者福祉の強化です。高齢者が安心して暮らせているのは、献身的な介護事業所、介護職員のおかげです。この方々が働きやすく、継続して就労できる制度を担当課と協議、実施していきたいと考えています。

次に、住環境の整備でございます。あらゆる職種の方が仁淀川町に通勤しています。住環境を整備して、通勤ではなく仁淀川町に住んでいただくことも考えていきたいと思えます。

そのほかにもいろいろ事業が考えられますが、仁淀川町まちづくり計画に沿った事業を展開していく所存であります。

以上です。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 町長のただいまのお答え、これは確かにまちづくり計画にも載っておりますし、公約にもございました。確かに子育て支援、それから林業担い手の育成、介護職員への手厚い保護、住環境の整備、全てすばらしくて、時間を待たず、すぐにでもやっていただきたい事業のようです。それについてはやはり町長も、話の中にありましたけども、迅速に素早くスピード感を持ってということを申しております。やはりスピード感を持ってやっていただきたい。

ただ、これを介護職員の関係なんかで申しますと、実際の現場へ行って見てください。大変です。その状態を職員にも見せてください。そして結局、お金をたくさんあげるだけでは、結果としてその方は納得されていないと思います。やはりそれぞれの現場へ行って、子育て支援も大変です、実際問題。お金をやって、ちょっとでもそういう手だてをすれば事足りた、そうではないんですよ。実際問題は、やはり子育て支援も、いろんな保育園へ行って、私は保育園へ行って先生を見ました。子供はばらばら。そのばらばらの子供を一人一人の先生が追いかけて、けがのないようにとか、やはりいろんなことを考えもって対応しています。1人の子供で行儀の悪い子がおったとしたら、やはりその先生はその子供に振り回されます。そしたら、世間でよく聞く虐待とか、そういったことも起こり得るわけです。人間ですから腹立ちますよ、言うこと聞かんかったら。そんな状態を見ていただきたい。そして、この先生なんかやったら、ここには時には1人じゃなくて2人で対応しなければならないな、そしたら人員を1人でも増やしていく。そして、その先生がいつと

きでも休まる、少なくとも3日に1回ぐらいは別の先生が対応するとか、決まっているかも知れませんが、そういう手だてができるように、やはり保育園全体での取組、そして、小学校も同じだと思います。小学校へ行って、全ての先生が満遍なく教育をしている、あるいは慈しみを持った取組をしているという者ばかりではございません。先生の中にも、やはりそれぞれ、その日その日の感情がいろいろあり、そして、その感情によって左右された子供への対応もあるわけですから、そういったことをやはり現場へ行って見ていただく。そしたら、やはり子供の子育て支援というのを、お金だけじゃなくて、実際に職員が見聞きし、そして対応する、そこが思いやりのある子育て支援です。

町長の答弁を聞いていたら、ここに書いていることを正直言ったら申しただけです。しかし、その中身がやはり住環境の整備ということで、たしか今年から住宅も、古い方が、入居者が出られたら、退出した後、年2軒単位でリフォームをしていって、見た目にも、こういうところやったらすぐにでも入りたいなという、そういう整備をするというように聞いております。

やはりそういう住環境の整備で、整備をするのであれば地元の大工さんを使う、地元の町産材を使うというような、そして実際の現場を見ていただいて、その進捗状況を見て、やはりアドバイスできることはアドバイスし、そういう目線が、これが町長がこれまでも言うております住民目線の仕事なんですよ。金をもって終わりとはしない。やはりそういう手厚い指導をし、そしてそういう住民とのコミュニケーションを取り、そして結果を出していくと、そういう1年にすれば、林業育成についてもやはり、たしか本町のある企業体では、女性職員も来ております。

昨日、この土日、林業の研修生が来て、町内のどこか私も知りませんが、仁淀川町へ来たいと、仁淀川町ってどんなところか分からない、林業をやりたいと、そういう人に対してはリモートで、その応募者は二十数人おっただけです。そして、この土日に研修生が来、当然役場の職員も来て、そして地元で1人でも多くの研修生が移住され、そしてそういう研修を終えるようにということでされております。それは全てのことが、そういう現場で見聞きして、そしてアドバイスできる職員、そういう職員になるようなご指導をお願いしたいというふうに思います。

町長がたまたま先ほど申したのは、子育て支援やら林業研修生の育成、あるいは介護職員への関係、あるいは住環境の整備などを申されましたので、以上で私の2回目の質問は終わりますけども、全てに対してそういう観点から物を見ていただきたいなというふうに

思います。

2問目、終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えしたいと思います。

お金だけでなく大変なこと、業務を理解、現状を知ること、こういうことが私も大切であると思います。やはり現場の方の大変さ、どういうことをしているか、そういうことを理解した上で、それに対して対応していくべきではないかと自分も考えております。

また、いろんな事業に当たっては、地元の大工さんであるとか町産材を使用した、そういったことというのですが、当然住環境を整備等していくときには町産材を利用する、また、これは金額にもよるんですけど、入札にまではいかないような事業でありましたら、当然大工さんをお願いする、また、改修等についてもできる限り大工さん等、地元の大工さんをお願いする、そういった一定の配慮はしていきたいと思います。

そして、まちづくり計画で掲げられている事業以外にも緊急性、必要性がある事業は当然実施していきます。まちづくり計画以外の例えば地域再生計画、また過疎地域持続的発展計画など、いろいろ計画している事業があることから、スピード感を持って事業効果、優先順位、そういったことを考慮して今後取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長 3点目、片岡智準君。

○4番 時間も迫っておりますので、3点目、無人良心市の設置についてということで質問させていただきます。

近隣の越知町には道の駅、また佐川町でも近々に設置されとの情報を聞いております。しかしながら、本町では道の駅の話題すら出ません。

本町の目標の1つに地産地消が掲げられているにもかかわらず、こういった道の駅の販売所がなく、各地域の畑ではスイカやキュウリ、ナス、カボチャなどが腐って捨てられています。片や本町の町民の多くがコロナ対策のマスクをかけ、越知町や佐川町の量販店へ毎日のように買物に行き、野菜類を購入しております。この悪い流れを断つためにも、無人販売所の設置の検討をされているかどうかということよりは、ぜひ設置していただきたいというのが3点目の質問です。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の無人販売所設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、町内でも数か所で無人の良心市があり、地域住民が地元で取れた野菜などを中心に出品し、販売しております。以前は池川の北浦にも15ブースほどの無人良心市を設置しておりましたが、料金が投入されていなかったり、商品が取られたりする被害もあり、出品者も徐々に減り、運営できない状態となり、地場産品の直販所としていけがわ439交流館を建築し、現在販売を行っています。

最近では別枝地区に新たな良心市が設置されております。この良心市は、地元住民有志が地域のにぎわいを生もうと計画し、町の補助金を活用して建設され、現在、野菜などを中心に品をそろえ、キャンプ愛好家に向けた炭や薪も販売しております。

また、他の地域において良心市の要望もあり、補助金の予算化等、設置に向けて検討しているところです。

今後、良心市での地元産品の販売が少なからず地産地消につながると考えております。良心市の設置について要望等あれば、引き続き積極的に検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 私の良心市の設置希望の提案ですけども、これは仁淀川町の計画の意味で、実は出したものなんです。その意味というのは、今町長が言われたような目先の話じゃないんですよ、正直申しましたら。確かに仁淀川町内にも無人の設置販売やら、曜日ごとにやられている農協の夜市やら、あるいは439、あそこでも売られています。それから笑美寿茶屋でもあります。駐車場がまずないんですよ。

私の言いたい良心市無人設置なんですけども、これはまちづくり計画の中のいわゆるNPMなんです。どういう意味か申しますと、仁淀川町にも地域おこし協力隊という方が見えています。地域おこし協力隊が見えて、まずこういう良心市をつくるにしても、地域をずっと回っていただいたら、いつもいつもではないですけども、やはり収穫時期が始まって、その終わりに、収穫の終わりが近づく頃は畑へ行ってみる。そしたら、いっぱい転がっているんですよ。わし、あのカボチャなんか簡単に腐らんかなと思うたら、いわゆる栄養を取る部分から、あそこからすぐ腐って中が黒くなるんです。そういう状況を見て、地域おこし協力隊の方に来ていただいて、やはりそういうところがどれぐらいあるか、それをまず把握していただいて、そして把握した野菜の状況を基に、というのは、私が申し

ております良心市はきれいなものばかりじゃなくてもいいんです。いわゆるはねもんと言われる商品でもいいんです。サンプラザへ行ったら受け付けてもらえない。しかし、良心市をつくれれば、その良心市に置けます。

先ほど町長がおっしゃったような、それはお金を入れん方も出てくるでしょう。しかし、これを地域おこし協力隊の若い人に数人で担当させ、そして町内をくまなく回り、そしてそれを全て今度は回収するんですよ。お百姓さんに持ってきていただく。持ってこれる人は持ってきてもらったらいいいですけども、持ってこれる人ばかりとは限りません。だから、そういうところへは回り、そして朝、回収し、そして無人の場所に置く。

だから、良心市も確かに別枝の広場のところを見たのがヒントですけども、あそこも無人にされております。そして、あそこにもいろんなものを置かれています。結構きれいなものばかりでした。

しかし、それを回収して回り、はねもんならはねもんでも結構ですので、いわゆるそれを回収する者も、地域おこし協力隊も、そして自分らだけで行くのではなくて、地元のお百姓さんも一緒になって、それやったらこれやということで、仁淀川町内のいわゆる大崎なんかのグラウンドの車が置けるところ、駐車場のあるところ、仁淀川町内で今すぐにわか全部が全部出るわけじゃございませんけども、私も。少なくともそういうグラウンドがある場所へ設置をし、そして地域おこし協力隊の者がそっちへ全て運び、そして無人の販売所をつくり、そのやり方や細かいことは地域おこし協力隊の者らで話し合う。どうすれば地産地消、この目的でお百姓さんももうかり、自分らの生計も立つ、そういう方法を考えるというのがNPMでしょう。だから、そういう方向へ持って行っていただきたい。

1か所、2か所じゃなくて、10か所ぐらいあってもいいんじゃないですか。それがNPMという、いわゆる自分らで考え、自分らで取り組み、そしてその結果、そしたらやっぱり効率も能率も考えていくでしょうし、やはりそうして勉強していただくというような形で、今後こういう無人の良心市を複数箇所つくっていただきたい。

ただし、現在みたいな夜市とか程度であれば、近所の人が買いに行くだけなんです。私もそのうちの1人ですけども、近所の者が行く、買いに行く人は同じです。そうじゃなくて、少なくとも量販店でやっているような、いろんな地域の方があそこへ行ったらあるなということが分かれば、33号線を通っているときにグラウンドへでもちょっと入って、買って帰ります。地元の者だけじゃないです。もちろん町内の者に買っていただいたら、一番ベストなんですけども、町外の者でも、結構愛媛ナンバーがここを走っています。そ

れがちょっと寄って買っていただく、そういう地産地消もあるわけですので。

ただし考えるのは、地域おこし協力隊へ役場の職員がアドバイスし、そしてそういう方を、希望する方、移住者の中でもそれでいいんです。林業研修生ばかりじゃなくて、そういう方を集めて、そして若者ばかりでそれをする。そしたらお百姓さんも、日頃会話のないお百姓さんとの会話ができたなら、これもフレイルです。そういうことを全て、意外と良心市はかなうのではないかなというふうに思うております。

だから、目先の話をするのではなくて、仁淀川町をよくするための方向でこういうものも考えていただきたい。全てがそうです。でなければ、仁淀川町は過疎、少子化、高齢化で終わって、町内全てが限界集落になっていきます。ならないためにもスピード感を持って、そういう発想の下に取り組んでいただきたい。

時間が来ましたので、私はこれで終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず地域おこし協力隊、こういった方と地域を回って、現状を把握して、どういうことができるか、どのようなものがあるか、そういったことを知って、今後方法を考えること、こういったことも本当に大切だと思います。

そして現在、各農家を巡回して野菜を集めている組織、そういったものがございます。それで、ここでは町内での集めてきた野菜等を販売するんですが、町内では処理し切れずに町外のスーパーへ持って行って販売をしていると、そういうことも聞いております。それで、これは登録等が必要ということではありましたが、電話をすれば、何々があるというような連絡をすれば、庭先まで取りに来てくれるという制度もありますので、そういった制度も活用しながら今後取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了します。

暫時休憩にします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第4号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第4号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、人口減少と高齢化、財政力の低下、経済の持続についてなど、重要課題についてでございます。

これらの課題は本町に限ったことではなく、多くの自治体が抱える深刻な問題でございます。どうやってこれらを克服するか、地域特性や環境の違いがあっても、行政のトップである町長の手腕によるところが大きいと言えます。

就任後初の議会でもあります。所信表明の中で、私の質問と重なっている部分がありますが、それに対して申し上げるのではないということを最初に申し上げて、誤解のないようにお願いします。

また、初回ということのを考慮しまして、具体的な突っ込んだ答弁は求めませんけども、方向性を示すという意味で、考え方や方針、そういったところを述べていただきたいところでございます。

まず、1点目は人口減少対策についてでございます。人口減少は最大の課題で、他の課題の要因にもなっております。社会減に対してなど様々な対策が必要ですが、このうち移住促進について質問いたします。

これまでIターン、Uターンなどによる移住促進に取り組んでまいりました。所信表明では、林業振興と移住促進をセットで実施するというような考えを述べられていますが、私も以前からこの点には注目しておりまして、林業研修制度による町内移住者実態調査というものを私、役場のほうに依頼して、人数を調べてもらいました。

産業建設課の担当職員に協力いただきまして、調べてみると、研修生、卒業生、配偶者、子供の総数は現在35人です。このうちご夫妻で移住された方が6家族、そのお子さんが6名、そのお子さんは全て15歳以下の、若い夫婦の家庭でございます。単独でいらっしゃる方もいます。独身の方、それから既婚で単身赴任の方、いろいろいらっしゃいますが、総勢35人ということ、これが現在地元に移住してくださっていると。

しかし、これが一時的な滞在で終わってしまうのか、定住してくださるか、これは受け入れる側の我々町民にかかっていると言えます。これは移住を目的とした施策ではございませんけども、こういう形で移住者を増やすことができるという一番いい例だと思います。そこで、町長は移住者を増やすためにはどのような施策が必要か問います。

2点目は高齢化対策について。地域の問題から個人の問題まで幅広い課題でございます。

そこで、地域の問題として、高齢化が特に進んだ集落に潜在する諸問題について、詳しく言えば、集落の維持が困難な状況、地域が不活性化した状況、それと自主防災組織が機能しなくなったなど、地域防災に問題がある。そうした状況について、どのような姿勢で臨むのか。

次に、高齢者福祉全般についてですが、これも所信表明で述べられていましたが、いま一度、町長のお考えをお伺いします。

3点目は財政力の低下について。人口減少などに伴って、税収など自主財源が減少しております。国、県への依存度が高くなって、歳出抑制の努力が必要です。その一方で国、県との交渉が重要であります。これまでの経験からして、国、県とのパイプ、経験の少ないと思われる町長はどういった姿勢でこの交渉に臨むのか、そういったところをお答え願いたいと思います。

4点目は経済の持続について。過疎地域持続的発展計画など、計画は重要ですが、実行しなければ、これは机上の空論になります。行政は実行し結果を出さなくてはなりません。産業振興や農林業振興、観光振興などを図って地域経済をうまく回していく、そしてまた後押しをする、こういったことは行政の大きな役割であると思いますが、こういったことをどのような形で実行するのか、町長のお答えを求めます。

以上、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の、まず人口の減少についてのご質問にお答えさせていただきます。

藤崎議員が言われるとおり、人口減少対策は町の最も重要な課題の1つでございます。今後、Iターン、Uターンなどの移住者を増やすためには、住居や雇用の確保、子育て環境の充実が必要と考えます。

住居につきましては空き家バンク制度、これによる空き家のあっせん、個人所有の空き家を町が借り上げ、国、県の補助金を活用し、耐震補強や水回りなどの改修を施した移住定住促進空き家活用住宅による、すぐ住める家の整備が必要と考えます。令和3年度は4戸の整備を計画中です。

雇用につきましては、町の移住相談員が必要に応じて町内事業者を紹介したり、高知県移住促進・人材確保センター「高知求人ネット」のウェブサイトを紹介しております。現在、仁淀川町内9事業者が登録しております。また、廃校を利用したサテライトオフィス等の整備によるIT企業の誘致を検討したいと考えています。

子育て環境につきましては、前大石町政時に高校生までの医療費や保育料の無償化など、様々な施策が実行されました。今後もそれを継続してまいります。また、公約にも掲げましたが、通学応援手当の増額や入学応援手当の支給など、若い子育て世帯の教育に係る経費の軽減を図りたいと考えております。

続きまして、高齢化対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

総務省が19日に発表した人口推計、これによりますと、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合が29.1%と、過去最高を更新しております。高齢者の割合は今後も上昇を続ける見通しで、第2次ベビーブームに生まれた世代が65歳となる2040年には35.5%になる見込みであります。

本町の高齢化率は9月1日現在で55.14%となっており、他の自治体よりも高い水準となっております。これは将来の日本の縮図と言えるものかもしれません。全国的に見ても高齢化が進んでいる本町は、それに見合った施策を行わなければならないと考えております。重点的な施策としましては、フレイル予防、認知症予防、訪問介護ステーションへの支援など、長年住み慣れた地域やご自宅で安心して過ごしていただけるよう、在宅介護・医療への充実を図ってまいりたいと考えております。

健康寿命、これが延びる中、元気な高齢者が生涯現役として社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどに取り組み、介護予防の観点からも生き生きと活躍できる環境が必要であるとも考えております。

また、高齢化に伴う集落の維持や活性化を目的に国の財政措置が受けられる集落支援員制度がございます。当制度は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に意欲を持つ町内の人材が町から委嘱を受け、町職員と連携し、集落への目配りとして特定の集落に限定しない巡回、状況把握などを実施する制度でございます。全国の自治体の中には自治会長などとの兼任の集落支援員を設置しているところもありますので、地域長との兼任の可能性も含めて検討していきたいと考えております。

続きまして、財政力の低下についてのご質問にお答えさせていただきます。

人口減少に伴い、自主財源となる税収の減少、また交付税の減少など大変厳しい状況が予測されます。費用対効果等を十分に考え事業を選択していく必要があります。

国、県の補助事業は事業計画、事業効果等を国、県と協議、交渉の上、適正事業と認められた場合、補助申請をし、交付決定後に事業着手という流れになります。事業計画、事業効果等を国、県と協議、交渉する中で、必要に応じて町長が交渉することになると思い

ます。議員が言われる国、県とのパイプ、経験の少なさですが、確かに前町長と比べれば経験不足、場数の足りなさ等、ご指摘のとおりです。今後におきましては、国、県の動向を注視し、仁淀川町に必要な事業とあれば積極的に交渉し、補助事業獲得に向け行動していきます。また、国、県への要望活動も積極的に実施していきます。今まで多くの補助事業に関わってきましたが、これからさらに経験を積んでいき、仁淀川町のために尽くす覚悟でございます。

続きまして、経済の持続についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年3月末で法期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月に施行されました。

新過疎法は、過疎地域の自立に向けて、持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるとされております。新過疎法による過疎地域持続的発展計画では、計画の達成状況の評価に関する事項が盛り込まれ、本計画の達成状況の成果は、毎年度、住民代表や外部有識者等を含む検証機関により検証・評価を行い、計画期間終了後には議会へ報告することになっております。

仁淀川町過疎地域持続発展計画（案）では、旧過疎法から継続している計画もございしますが、緊急性や重要性、財源の確保などを含めて、優先順位を見極めながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 今、町長の答弁を聞いておりまして、率直な感想としましては非常にお役所的な答えやなど。新町長になったから何も刷新せえということは言ってません。前町長のええところは引き継いでいったらいいし、そこに自分の独自色をこれからどんどん出していったらいいと思うんですけども、あまり危機感とか新鮮さを感じない。これから勉強してください。

それで再質問ですが、災害予防について、私は地域の高齢化で自主防災組織が本当に機能するのかどうか心配しています。仁淀川町地域防災計画には自主防災組織について詳細が記載されていますが、高齢化が進んで、本当に高齢者ばかりというような地域、こういったところにも必要な防災の資機材は備え付けられています。でも実際に本当に使えるのか。そしてまた、そのリーダーとなるような存在があるのか、こういったところを実態

に合わせて見直しが必要じゃないかと思います。

自主防災組織についても所信表明で述べられました。自主防災組織の強化を実施する、これはどういうやり方を示すのか、それを説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁、古味町長。

○町長 自主防災組織、小規模な集落、そして高齢化となった集落ではどのようにするかというようなご質問でございますが、今、大きな集落では自主防災組織がきちっと機能していると思います。

しかしながら、集落によっては二、三名、四、五名というような集落もございます。そういった集落は、集落と集落を一緒に実施していくとか、または、先ほども申しましたが、集落支援員制度、集落を巡回して回っていくような、そういう方を配置する制度でございますが、そういったものを配置するなり、何らかの対策をしなければ自主防災組織としての機能が果たせない地区が今後出てくる可能性もあります。やはりそういった隣同士の集落であるとか、そしてその地域の地域長であるとか、そして今言いました集落支援員制度を利用するとか、あらゆることを考えて、今後対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長 2問目、藤崎源彦君。

○9番 初回ということも考慮しまして、議長の許可を得ましたので、2問目の質問に入ります。

質問は行政改革についてでございます。先ほど質問した理由などから、行政の簡素化、合理化、歳出抑制のための行政改革は常に取り組まなければならないテーマでございます。合併から16年経過しましたが、この間、職員の定数管理、組織・機構改革などについて、議会でも度々議論されています。町長の行政報告でも行政改革が述べられております。これも私の質問とちょっと重なる部分がございますが、いずれにしても、重要なことは住民への行政サービスの低下、不平等、そして負担増、こういったことが生じないような仕組みづくり、そしてまた、役場の職員に対しても業務が負担増とならないような仕組みづくり、こういったところが必要なところでございます。

そこで、行政改革について、以下の質問に対する答弁を求めます。

1点目は、現在の職員数は適正と考えるかについてでございます。

行政報告では定数管理計画に沿った削減と述べられていますが、今後、定年年齢が

5歳引き上げられる、そういった事態になると、大幅な見通しが必要になってくるのではないかと。私の手元には、これは令和2年度版ですけども、高知県総務部市町村振興課が公表している令和2年度市町村職員の給与・定員管理の状況というものがございます。この内容を見てみますと、県下で合併を行ったところは大体、一般行政職の職員数が多いような傾向にあるように思います。こういったところは面積が広く、また集落数が非常に多い。こういったところが特徴で、本町も同様に面積が広い。越知町と比較しても3倍ある。こういった状況で家屋が点在し、隅々まで行政サービスを公平にすることの難しさということがあると思われまふ。ですから、人口に対する職員数で単純比較することはできないのが現状であろうと、そういうふうを考えます。

ちなみに、手元の資料で言いますと、非常に仁淀川町は行政の一般職の数が多いのがよく分かります。令和2年度版を見ますと、仁淀川町の一般行政職の職員数、これが103名になっていますが、お隣の越知町が73名、佐川町が84名、梶原町が65名、日高村が60名というようなことで、多い傾向にあります。それに加えて、社会情勢とか地方自治体を取り巻く環境の変化などによって、また業務の多様化、複雑化、専門性が高くなるなど、職員に対する負担も増加傾向にあるというふうに捉えています。こういった仁淀川町の特性、あるいは世の中の流れ、そういったところを踏まえた総合的な判断で職員数が適正かどうか、答弁を求めます。

2点目は、組織機構改革が必要と考えるかについてでございますが、これも行政報告で機構改革は必須と考えており、早急に検討していかなければならない重要課題だと述べられております。

本町の条例の執行機関、人事を見ますと、職員定数条例、課設置条例、総合支所及び出張所設置条例の制定年月日は全て平成17年8月1日になっております。これは合併から改正がされていないということになります。

前町長のときに機構改革のロードマップまで製作して、提案も議会に提出したんですが、これを議会は認めませんでした。ですから、過去の経過も含めた検討が必要であろうかと。前の機構改革がどうして認められなかったのか、そういったところも研究して今後に生かしてほしいというふうに思いますが、機構改革について、こういった点に重点を置いて改革を検討するのか、その答弁を求めます。

3点目は、町外に住居があり通勤する職員に対する考え方ということですが、先ほど、町外からの職員も非常に一生懸命やってくれていると、それに地域の行事にも参加してい

ると。これは職員として当然のことでございます。これを取り立てて言うのはどうかと。大事なことは、今まで合併から何度かこの話が持ち出されています。内容は非常に批判的な内容です。どうしてそういう批判的な内容になっているか。この問題の本質が本当に分かってそういったことを言っているのか、私はちょっと疑問に思っています。この問題の本質をしっかりと見極めて答弁してもらいたいものだと期待しております。

それと4点目につきましては、地域長制度についてでございます。

地域長が決まってない地区があります。吾川、池川地区ではこの制度の理解が足りてないのではないかと。特に吾川地区でこれが決まってない理由、この説明、これは町長というよりも総務のほうの答えになるかと思うんですが、次に、町長は仁淀村の役場の職員としての経験が長いので、地域長制度について非常に詳しいんじゃないかと思って、この問題を取り上げました。それで、この制度の利点と欠点の説明をお願いしたい。これを、また仁淀川町全体にこの制度をするかどうか、この制度自体を見直すかどうか、これは前町長の政策でございますので、見直すなら見直すで、それははっきりとお答え願いたいと思います。

そしてまた、5点目として、このほかにどのような行政改革に取り込むか。

以上について答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の行政改革に関する質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の職員数が適正かとのご質問ですが、本年4月1日における職員数が140名で、定員適正化計画に基づく目標人数と同数となっております。しかしながら、類似団体と比較すると、かなりの超過となっております。

この類似団体とは、人口と産業構造の2つの要素を基準に分類された一定の指標であります。各自治体の面積など諸条件が異なりますので、単純には比較はできません。ですので、類似団体と同規模でなくてはならないというものではありませんが、今後、持続可能な行財政を行う上で、人件費の抑制は当然のことであり、今後も定員適正化計画に基づき減員していく必要があると考えております。

次に、組織・機構改革の必要性ですが、さきのご質問と関連しますが、定員適正化計画では、令和6年4月に現在の職員数から6名の減を計画しております。そのため、職員の業務内容の見直しを図るとともに、抜本的な組織のスリム化は避けて通れないものと考えております。一方で性急な取組は住民の皆様の利便性が損なわれかねないなど問題もあり、

慎重な対応が求められていると考えております。しかしながら、定員適正化を図るとともに、社会情勢の変化や住民のニーズに応じた組織の見直しは、遅かれ早かれ必ず行わなければならない対策であると考えております。

続いて、町外に住所があり通勤する職員に対しての考え方ですが、まず、町外から通勤している職員数についてご報告させていただきます。男性20名、女性19名の計39名、そのうち5等級職員が男性2名、女性1名、合計3名、6等級職員は男性1名でございます。

町外から通勤する職員に対して、住民の方から、職員は町内に居住すべきとのお話を頂きます。住民のニーズを日常的に体感すること、非常時における早期対応の可能性が高まることなど、町内に居住することが望ましいことは当然と考えております。

しかし、一方でそれぞれの家庭の事情や資格の必要な職種の採用などにより、町外に居住することがあるとも考えております。これからも引き続き、職員の町内居住を推奨するとともに、新規採用職員には面接時に確認するなどの対応を考えております。

続きまして、地域長制度についてご説明させていただきます。

前大石町政時から推進してきました地域長制度の現状は、仁淀地区では旧小学校区の地域に分け、全7地域全てで地域長が決まっております。池川地区では、池川大運動会の地域分けによる全8地域のうち7地域、吾川地区では下名野川地域と田村地域の2地域で地域長が決まっています。

ご指摘の吾川地区についてですが、まず地域分けが課題でございます。旧小学校区や旧吾川村民運動会の組分けにすると、地域が広範囲に及んだり、小規模な地域が隣接したりします。地域内の地理的状況や人口割合などを参考に検討したいと考えております。

地域長制度のメリットにつきましては、過疎、高齢化により各地区で集落の維持活動や年中行事がままならなくなるときに、地区が地域内でつながることにより、集落間での共同作業など、お互いの集落の維持存続につながると考えています。また、現在区長が不在の地区がありますが、そのような地区を地域全体で支えられることなどが期待できます。

デメリットにつきましては、これは該当しないのかもわかりませんが、地区と地域長の役割が重複しているのではと、そういった意見がございますので、役割を明確に説明する必要があると考えます。

吾川地区につきましては、地域分けの素案ができ次第、新型コロナウイルス感染の状況を見計らいながら、地域に出向いて説明会を開きたいと思っております。今後も前大石町長が進めてきました地域長制度を継承しつつ、先ほどの答弁にありました集落支援員制度

との兼任の可能性を検討しながら進めていきたいと考えていますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いします。

最後に、そのほかの行政改革の取組でございますが、現在、役場内のデジタル化推進による効率化、公共施設等総合管理計画などの各種計画の適切な実行、予算編成により繰上償還を行うなど、財政健全化対策の実施などの行財政運営の適正化、効率化の取組を行っており、引き続きこれからも社会情勢の変化に適応した行政改革を実行してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 再質問、藤崎源彦君。

○9番 再質問ですが、ということは結局、地域長制度については引き継いで、この制度を全町にすると。

地域長、年間20万ですか、報酬が。ある仁淀の方、これはちょっと財政負担になるから、なかったほうが良いという考え方の者もいるというふうに聞きました。地域長も区長も両方いると。例えば大崎地区いうたら大きな地区ですけども、区長1人です。そういった形で、大きな地区については地域長も必要があるのかなと。

地域長が必要なところというのは小さな集落。単独では区長を任せられない、やる人がいないとか、そういったところは隣接するところといろいろ話合いをして、十分地域長とはどういうものかというのを理解してもらった上で検討すればいいというふうに思います。だから大きい集落、そこは地域長は必要ないと。小さいところだけ、いろんな行事ができないようなことをカバーする、そういう意味で、地区をまたぐ場合は地域長と、僕の個人的な考え方はそういう考え方なんですけども、それともう1つは、町外からの職員の話は先ほどありましたけども、これはこれとして、質問のほうは人件費についてでございます。

県下市町村の平均給与月額状況を見ますと、先ほど示した県が出している資料です、これを見ますと、本町の一般行政職の平均年齢、平均給与月額、これはかなり両方とも高いほうで、上位5位以内であります。表は私しか持ってないので、ほかの方には分らないと思いますけども、例えば一般行政職の平均給与月額、これは市になっているところ、高知市は高いです。でも、ほかの市は全部仁淀川町よりも低いです。10の市がありますけど、全部仁淀川町より低いです、市の職員の平均が。そういった形で、当然年齢が高いと給料も高くなると。これが定年が引き上げられますと、さらにそういった厳しい状況が続くのではないかと。

そういった意味で、数が多くて給料が高いから、当然人件費は高額になります。ただ私は、職員数の削減というのは、今のところは退職者と新規採用者の差で調整するというのが主でございますけども、年齢別の構成というのも重要でございますので、大幅な削減、極端な削減はできない。これが本当の現状でございます。

また、職員数を極端に削減すると、職員に対する負担が増になります。そうすると、民間への外注をしたり委託したりということが増えてくる。ほんなら結局、職員数を増やしても効果が上がらない、そういうことも考えられます。

そうすると、民間でもそうですけども、抑制するためには人を減らすか給料を減らすかという議論になります。民間でしたら極端にリストラしたりして雇用調整できますけど、地方公務員というのはそんなことはできません。それは十分理解しています。そうすると、給料を下げる。ただ、あまり極端に行うと、これは優秀な人材の流出とか士気の低下につながりますので、そこは慎重に考えなくてはいけないところなんですけど、定年の年齢が引き上げられると、私の考えでは、給与の最高額になる年齢というのを引き下げて、例えば50代前半ぐらいで最高になると。退職金もそこで最高になると。ほんで後、65歳までどんどん下がっていくと。例えばこういうシステムが必要じゃないかと。長くいればそれだけ給料が上がって退職金が増えるという考え方は間違っている、私はそういうふうに思います。そういった人員削減について、町長の考えを問います。

そして次に、私は、人件費の削減を考えることも重要ですけども、それ以上にIT導入やペーパーレス化による経費、コスト削減、これが重要だろうと。そしてまた、例えば印鑑の廃止とか書類の削減とか、こういった簡素化を進める。経費、コスト削減と簡素化、こういったことによって歳出を抑制する。

今までも何回か申し上げましたけども、例えば各職員にはメールアドレスが割り当てられていますので、給与関係は特に簡単にできることだと思うんです、システムを導入すれば。こういったものをできるだけ電子データ化してやり取りする。紙はやめる。

そして、これは町民に対してでございますけども、郵送物によっては、これ要るのかなというものが結構あります。ほんで、この郵送物を希望者のみに限って、できるだけ少なくする。一例としまして、集落排水料金などの定額料金。定額料金というのは毎月口座から引き落とされます、定額で。だから通知も領収書も要らないんです。これは個人でも事業主でも領収書は要らない。通帳にちゃんと明記されます、金額が。これは決算のときでも、それで十分通用するので、領収書は要らない。

一応、中には欲しいという方もいると思うので、これは希望を取って、要らないということはどんどん廃止していく。料金が改定されたときだけ通知を出す。そういうふうになればいいと思う。

こういった形で経費とかコスト削減、業務の簡素化、合理化、そうしたことによる歳出削減のほうをもっと考えなければいけないんじゃないかと。人件費削減が難しいのであれば、こういったところをもっと重要視する。例えば経費、コスト削減、各職員にアイデアを出してもらう。いろんなアイデアを募って、いいのがあればどんどん採用していく。それはいろいろ、法的な縛りとか、いろいろ慣例化されたものとか、そういう制約もあるでしょうけども、そういったところも全て加味した上でどんどんコスト削減を図っていく、こういった努力が必要であると思うんですが、これらについて町長の考えをお伺いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えします。

幾つかあったんですが、まず、大きな地区には地域長は要らないのではというような質問がありました。やはり大きな地区で一まとめという考え方もありますが、大きな地域の隣には小さな地域も入ってきたりするような地区も多々あります。そういったことで、地域長制度をしく場合には、例えばここの大崎地区であれば、大崎地区だけということにならないように、大崎地区に隣接する地域も含めて、ここで言うならば旧の大崎小学校区といえますか、そういったところで捉えていかなければならないのではないかと考えます。

次に、一般行政職上位5位以内というご指摘でしたが、やはりこれは平均年収といえますか、仁淀川町の平均したときの年齢が高いからというようなことが要因と思います。それと、ラスパイレース指数等から見てみると、仁淀川町は人件費はかなり抑え込んでおるほうではないかと思っています。

それと、給与は55歳で頭打ちとなります。それで、それからは給与は上がらないという制度は既に取りっております。そして、再任用になれば給与も引き下げられます。そういったことですので、年を取るとどんどん給料が上がっていく、そういう状況では今現在もありませんので、ご理解を願いたいと思います。

そして、次に経費削減の関係です。簡素化による削減ということで、今現在もペーパーレス化であるとか、それから印鑑をなくすような決裁方法であるとか、そういったことに取り組んで、既に実施もしておる行政事務もございます。それとまた郵送物、本当に毎月毎月定額の料金の領収書であるとか、次、幾ら引きますよとか、そういった案内が来たり

することがあります。そういったところがほかにもあると思いますので、そういうところから、本人の了承も得ながら簡素化、そういったところに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 藤崎議員の、今後定年の延長の関係で給料がますます上がっていくというようなご質問がございましたが、この国家公務員法等の一部改正する法律ですけども、これにつきましては役職定年制ということで、60歳を超えれば役から外れます。そして給与自体が7割程度の水準に落ちるということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長 再々質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 私、今は平均給与のことを言っているので、年齢が高くなれば平均給与が上がっていくという、これを言っています。それで、55歳というのは知っています。じゃなくて、53歳、52歳というふうな感じで下げていくと、そういう意味で僕は質問しました。

これは民間も参考にしてほしいです、こういうことは。本当に厳しいところはいろいろ人件費の削減とかでいろんな努力をされています、コスト削減も含めて。そういったところも可能な範囲で、公務員だからできないというようなこともあるんでしょうけども、いろいろ研究して、できるところはやってもらいたいというふうに思います。

それと、町外からの通勤に関して、私の個人的な考えなんですけども、今まで何でこれが問題視されてきたかということを考えますと、例えば非常時、災害が急に、南海トラフ地震が起こったとき、どうするんだと、すぐ集まれるかと。家におって来れなかったらどうするんだとか、そんなような話もありました。例えば学校の先生は3年に1回とか異動されて、教職員住宅に住まわれてということがあります。ですから、全部の職員とは言いません。例えば管理職になれば、できるだけ、理想を言えば10分以内に何かあったらすぐ役場に来れると。そういうような状況をつくるとしたら、単身赴任、それも1つの手じゃないかと思うんです。

自分のことを例にして挙げますと、私、こっちに帰ってきたとき、自分だけ住所をここへ変えました、取りあえず。子供がまだ小中学生で、学校の問題もあるし、なかなか全員で引っ越しできない状況。本当は全員で帰ってきたらよかったんでしょうけども、先ほど言いましたように家庭の事情というものはなかなかいろいろと複雑なものがありますので、

そう簡単ではない。それで、私は自分だけこっちに1人で来て、住所も1人で自分の分だけ、ここに移しました。そういう形で単身赴任ということも可能です。

ただ、女性職員で家事、子育て、そういったものを主にやられていると、なかなかそういう簡単な話ではないと思うんですけども、それと、単身赴任した場合は二重生活になるので、いろんな面で経費がかかると。そういうところは多少、何とか手当なりで補填するなり何なり考えたらいいんですけども、それで、実家のある方は実家に住めばいいし、実家のない方は役場近辺の住居を探して、できるだけ早く役場に集まれる、そういうことも、これは個人的な意見ですけども、そういったことも不可能ではない。可能です。

私も仕事柄、単身赴任ばかりしていましたので、15年以上単身赴任をしていましたので、全然抵抗もないんですけども、そういったことも、学校の先生はそういう状況ですので、職員でもそれはできるんじゃないかと、そういうふうに思いますけど、それについて、できれば町長のお答えを求めます。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えをいたします。

確かに町外職員、単身赴任制度を取ればとのことですが、それに応えてくれる職員がいれば、本当にありがたい話でございます。家族全体で帰ってきてくださいと、帰ってきますよというのが理想ではございますが、なかなかそのようにはいかないと思います。いろんな理由があつてのことですので、全員で帰ってくるということはなかなか可能性は低いと思います。

今言われたように単身赴任で、役場職員だけこっちに帰ってきて、こちらで近くで生活をする、そういうことは可能だと思いますので、そういった住居があるかないかも含めて今後、職員と話をしていって、そういう形を取れる方がいるのであれば取っていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。

通告第5号、議席番号10番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○10番 質問中はマスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、さきの町長選挙からお伺いをいたします。

出陣式から最終日の森地区での街頭演説に至るまで、「私は若藤議員には会っておりません」を繰り返し強調し、当選をした古味町長であります。虚偽の発言はよくない。虚偽の発言をした理由を聞く。私はこのような内容で通告をいたしました。

通告の内容については、議会運営委員会において審査をいたします。当然、議長もその委員会には出席をしておりますが、私の質問内容については委員の誰からも異議申立てはありませんでした。

しかし、開会初日に議長から、町長への質問は一般事務に関する事で、私の質問は古味氏が町長になる前のことだからとクレームがきました。私が、法律違反になるのかと聞きますと、地方自治法には反しないとのことでありましたので、通告書の「虚偽の発言」のところを「事実と異なる発言」、このように訂正をしてお伺いをいたします。

これから先は少し複雑になりますので、町長選挙までの旧肩書で申し上げます。

古味候補は選挙戦において、若藤議員には会っておりません、若藤議員から出馬を要請されたことはありませんと繰り返し強調されておりましたが、私は古味教育次長に会い、町長選挙への出馬も要請をしております。

昨年12月、大石町長は今期限りで勇退を決意され、副町長も教育長も出馬の意思がなく、誰かいないかと相談を受けました。私が庁舎内で思いつくのは教育次長と出納室長だと、このように申し上げますと、大石町長も「私もそのように思う」、こういうことでございました。

私は2人に会う機会を伺っておりましたら、12月定例会の休憩中に、庁舎横の駐車場で古味次長に会いました。2人きりだったので、次長に「誰かから出馬を要請されたか」と尋ねますと、次長は「おらん、おらん。おるかね」と言われました。私がすかさず「町長選挙に出てみないか」と言うと、次長はあっはっはとひと笑いしてから「敏さん、あんなことは好きな人と嫌いな人がおってね、私は大嫌い」、このように言われました。取りつく島もなく、話はここで終わりました。

私は大石町長に、次長は全くその気がないと報告をし、次は出納室長に会わなければと、このように思っておりました。私の友人が出納室長と親戚に当たりますので、友人に出納

室長の考えを聞いてもらいたいをお願いをした次第でございます。

今年の1月2日、その友人が来て、出納室長に話をしたが、彼は「ありがたい話だが、私はそのような器でもないし、その気もないから、丁重にお断りをしてほしい」、このような返事でございました。

下久保出納室長、あなたには会いにも行かず、今日も突然で誠に申し訳ありませんが、そのような事実があったかどうかだけお答えを願います。

古味町長には、昨年12月定例会の休憩中、庁舎横の駐車場で私と会い、町長選挙に出てみないかと言われたのか、どうだったのか、お答えを願います。

それといま一点、なぜあれだけ選挙戦で若藤議員には会っておりませんと言われたのか、私と会っていたらどうなるのか、どうなのか、困ることがあったのか、お答えを願います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、8月の町長選挙において「若藤議員には会っておりません」、このような発言は一度もしておりません。このことは、私が各地区で街頭演説をしたんですが、各地区の地区住民がよく知っておられると思います。

まず、そういうことは言っておりませんということと、それから、町長選に出てみないかと言われた事実、これもございません。先ほど言われました、ほかの議員から言われちゃあせんかよというようなことは聞かれたことは事実でございます。しかし、若藤議員から、町長選に出てみないかというような出馬要請といいますが、そういったことは一切ございませんでした。

以上です。

○議長 下久保出納室長。

○下久保会計管理者兼出納室長 若藤議員のご質問の私に関することについては事実でございます。

以上です。

○議長 再質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 古味町長、大石町長はこの際関係ないから省いたんですが、あなたは開会2日目の2時過ぎに私の真上の家で梶屋敷で、街頭演説をいたしました。岡田議員が先に推薦演説をやっておいて、次にあなたがマイクを持ちました。

最初に言われたのは、「私は大石町長にも会っておりません。若藤議員にも会っておりません」、これはうちの家内も周りのおばちゃんもみんな聞いております。大石町長は今回の質問は省きました、私は。これは関係ありませんから。だから、通告書でも「大石町長には会っておりません。若藤議員にも会っておりません」という、「大石町長」を省いております。若藤議員だけではないです。これは今、古味町長が言われたように全町の方が聞いておりますので、これは住民が判断すれば分かること。ほんで、そしたら聞きますけれど、「大石町長にも会っておりません」じゃなしに何と言ったのか、それをまず2点目の最初にお伺いをいたします。

私はどのような答弁をされるのかと多分に楽しみにしておりましたが、会っておりませんと言われるとは予想外でございました。というのが、あなたは5月6日、これは後から言いますけど、5月6日に私の家へ会いに来ておりますからね。だから、会っておりませんとは、これは言えないはずなんです。それを私は家内と一緒に聞きました。「あれ、実君は何を言いよるんじゃろうね、会っておりませんだって。うちへ会いに来たのにね」と、前のおばちゃんもそのように言いました。だから、どうしたことかなと思ったんですが、私は後の質問を続けます。

今年に入りまして、教育次長にも、今、下久保出納室長が言われたように出納室長にも断られ、町長候補のことで頭がいっぱいになっておりました。仁淀川町出身の国会議員の秘書の方にも断られました。ほかに思いつく人もなく、ここまで来たら前副町長に頼むしかない、このように大石町長に提言をし、腰の重い前副町長からやつのことで承諾を頂きました。それから後は皆様方ご承知のとおりでございます。6人の議員さんが教育次長の家へ行き、出馬を要請し、いろいろとあったようでございますが、教育次長も出馬を決意されたのでございます。私にとってはまさに青天の霹靂でございました。選挙に関して「私はそんなことは大嫌い」、このように言った教育次長が出馬をするはずがないと、しばらくは信じられませんでした。

私の行動は、昨年12月、大石前町長から要請を受け、今年3月の片岡副町長の擁立まで一連の流れで来ております。先ほど古味町長が答弁されたように、私と会ってもいない、頼まれてもいない、これなら私が大石町長にうそをついたことになります。「古味次長に頼んだけど断られたよ」と、「次は出納室長に話をするけんね」、私はその日のうちに大石町長に報告をしておりますから。出納室長にだけ頼んで、教育次長に頼まないはずがありません。私がうそをつく理由もございません。一連の私の行動の中で、教育次長に頼む

ところだけ、ぼっかりと穴が空きます。

いま一点申し上げておきます。古味町長は、選挙が告示されるまでの5月から7月頃までは、私の要請に対し、あれは立ち話だった、あれは正式な話ではなかった、このように言うておりました。運動員の方も有権者のところへ行つて「若藤さんが言うたのは、あれは立ち話だったのよ、正式な話じゃなかったのよ」と、このように言うておりました。確かに庁舎横の駐車場で一、二分程度の立ち話ではございましたが、私は真剣でした。あなたの受け止めようでございます。下久保出納室長にも私は会っておりませんが、正式な話として友人に頼んでおります。

しかし古味町長、あなたの言うこと、私に会ってない、頼まれてないと言うんなら、矛盾が生じるんじゃないですか。立ち話だったの、正式な話じゃなかったの、こんなことと言えるはずがありません。それも言うてないというんですか。これは聞いた運動員が大勢おります。有権者が大勢おります。この発言は、私があなたと会つて出馬を要請した事実があることを証明する発言であります。ご答弁をお願いいたします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 再々になるわけですが、私、大石町長からも若藤議員からもそのような要請は受けておりません。先ほど若藤議員が言いましたあちらの喫煙場所、あそこで「おまんは、ほかの議員から出てみんか」というような誘いがなかったかや」と、そういう話はしました。そこで、自分のほうは「いや、そんなことはないですよ」ということを言った記憶はあります。

それと、「私は若藤議員には会っておりません」と言つたと言つておりますが、このことも一切、私は演説では言っておりません。ただ録音、録画しているような方もおつたと思いますので、そういった方の機材を借りれば、そこで何と言つておつたかというのは、すぐ判明するのではなからうかと思ひます。

そして、先ほど若藤議員が言いましたが、5月の、あれは連休明けだったと思うんですが、私、若藤議員の家に行きまして、森地区の議会議員であるがために、同じ地区から立候補をするために、立候補の報告に若藤議員のところに行つております。これは事実です。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 私も20年余り議員を続けさせてもらつておりますが、あいつの言うことは厳しい筋が通つておる、これが住民の方々の私に対する評価でございます。

今、古味町長は、「若藤議員には会っていない、そんなことは申し上げておりません」、竹本議長も開会初日、そのように言いました。これは真っ赤なうそです。私の真上で「大石町長にも会っておりません。若藤議員にも会っておりません」と言ったんです。これは、言った、言わないのことは聞いている人が嫌になりますので、水掛け論になります。選挙期間中にどのように言ったか、池川のおばちゃんも「若藤さん、古味さんが来て、あんたに会うてないって言いよったぞね」と、このように言いましたから、それはひいき目にはどういうふう聞こえたか分かりませんけど、そのことはいま一度申し上げます。

私にしてみたら、仁淀川町で一番最初に古味次長と下久保出納室長を、次期の町長候補には、大石町長、この人しかいないよと昨年12月に話をした。ほんで、私が一番最初であろうと思いますし、今の古味町長自身もそのことはよくご存じだろうと、そのように思います。

それと、先ほどの話のついでになりましたが、本年5月6日、当時の古味、あれは教育次長は辞めておりましたけど、出馬表明をしてから5日後であります。家内から「あんた、古味さんが来たよ」というようなことで、あなたの話を聞きました。そして、出馬のいきさつからそれまでのことを、1時間も話をしなかったが、30分か40分ぐらいは話をしたでしょう。

全部言うてしもうてええかどうか、ここだけは言われんというところは言いませんけど、ただ、そのときに古味さんがおっしゃったのは、まだ町長でありませんでしたから、おっしゃったのは、「6人の議員さんが来てね、なんぼ嫌やと言うても夜遅うまで帰らんのよ」と、夜遅うに「もう分かったき帰ってや」と、このように言う「本当に分かったにゃあ」と、この「分かったき帰ってや」というのが承諾になったんだらう、その夜のうちに、あなたの友達から電話がじゃんじゃん入ってきて「実、出るんか」、このような話があったと。翌日から心配をした大石町長が教育次長のところへ行って、「こういう話があるが、本当に出るんかよ」と言ったら、あなたは「まだ私は決めてない。正式な返事はしていない」、このような話でございました。それから5日後だったか1週間後だったか分からんけど、あなたが正式に出馬と、このようなことになりました。

あなたもあのときには、選挙だからどうなるか分からんので、大変不安そうな顔でございました。私も片岡副町長に頼むときに、片岡副町長が真っ先に名前を挙げたのは「実君に出てもらいたい」、このように言うたんです。しかし私が「あの子は全くやる気がない。わしが言うたけど話にも乗ってこんかった」、だから私は、この話をあなたにしました

よね。覚えてないですか。

覚えてないようなので、それからもう1つ言うておきますが、そしたら、そのときの古味さんは「若藤が古味を応援できない理由は大石町長の後援会長だから、人に聞かれたらそのように言うきね」と、あなたはこのように言いました。私が「それは違うぞ。たばこの休憩室であなたに頼んだじゃないか」と、このように言いますと、^{とい}敏さんはあのときに「誰かほかの者から頼まれたかやと言うたわよね、それだけじゃおね」とあなた、言ったから、「何でもないことを言うな。その後であなたはあっはっはと笑うて、あんなことは好きな人と嫌いな人がおってね、私は大嫌いと言うたじゃないか」とあなたを問い詰めたら、あなたは否定も肯定もしなかった。あの場で否定しないということは認めたということですよ。そして私は、あなたが帰るときに、私と同じ地区にいるあなたの奥さんのお父さん、この方だけに私もお世話になっているので本当の話をしておいてやと、このようにお願いをして、あなたは帰ったはずです。議員の中からため息をつきよる者がおりますけど、わしへの当てつけかもわかりませんが、これが事実じゃないですか。

今言った話は、あなたが去る三月、四月前に私の家へ来て話をしたことです。そして、あなたが^{とい}敏さんは誰かほかの議員に頼まれたかやと言うたわね」と、先ほど言ったようなことを言ったその後に「何でもないことを言うな。すぐにあなたに出てみないかと言ったら、あっはっはと笑うて、あんなことは好きな人と嫌いな人がおってね、私は大嫌いと言うたじゃないか」と、いま一度言います、そのように言うと、あなたは黙り、否定も肯定もしなかった。これまで否定をしますか。

以上で私の質問を終わります。ご答弁をお願いいたします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の再々質問にお答えします。

あそこの喫煙所で言われたこと、これは「ほかの議員から出てみんかやと言われたことはないかよ」と、若藤議員が自分に聞きました。私は「そういうことはありませんよ」と答えました。その後、たしか「好きな者がやらないかんけんね」というようなことは言うた気がします。それは多分言うてます。

しかし、そのときに「おい古味よ」、「実よ」と言いよるか分かりませんが、「出てみんかや」とか、そういう話は一切ありませんでした。そして、5月のたしか、あれは6日やったと思うんですが、先ほども言いました、若藤議員宅に出馬の報告に行っております。そして、その中で若藤議員から、わしゃあ要請したがのうというような話がありまして、

「いやいや、あれは違いますろ、周りから言われたんじゃないかと言われただけですよね」と言うたら、「それが出馬要請よ」と言われました。そのことは覚えております。しかし、そういったことは出馬要請とは自分は思っておりません。

それと、家で否定はしなかったということでございますが、否定はしております。「そんなことはなかったです」と。しかし、「いやいや、それが出馬要請よ」ということで、自分としては押し切られたような感じで受け止めておりました。

以上です。

○議長 暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時41分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど町長の答弁漏れがあったようですので、町長、答弁。

○町長 答弁抜かりがあり、誠に申し訳ありません。

休憩室、たばこを吸うところで若藤議員から言われたことは、ほかの議員から出馬要請を受けてないかよということを私は言われました。それに対して私は、全然そんなことはないよ、そんなことは受けてないよという話をしました。

それが事実ですが、その後に自分が、先ほども言いました、そういうのは好きな人がやらないかんけんねというような会話をした記憶はあります。それが事実であって、それ以外の会話はその場ではなかったと思います。それが事実です。

○議長 以上で、この件についての質問は終わります。

次、2点目について質問を許可します。若藤敏久君。

○10番 2点目は、町外から通勤する職員についてお伺いをいたします。

さきの町長選挙において、古味陣営は、対立候補が町外から通勤している、または女のところから通っているなどと、挨拶回りや街頭演説で痛烈な批判に終始をしております。候補者本人が言わなくても、候補者のチラシを持った運動員や、あなたの古味実という看板をかけた選挙カーの前で言えば、本人が言ったと同様であります。相手候補は町外から通っている、選挙に負けたらいのの実家に帰る人だ、このような批判を信じて古味候補に投票した有権者が大勢おります。これらの批判によって古味町長が誕生したと言っても過言ではない、私はこのように考えております。

しかし、全てがぬれぎぬでございます。相手候補は、数十年前に家庭の事情で一度は町

外から通ったことがあるようでございますが、現在は寺村の実家でお母さんを世話しながら、奥さんと一緒に暮らしております。

そこで古味町長にお伺いしたいのは、現在町外から通っている職員に対して、あなたがどのような対応をするのか、こういうことであります。古味さんが当選をすれば、町外から通ってきている職員を何とかしてくれる、このような期待をしてあなたに投票した有権者も大勢おられます。相手候補は町外から通勤している、私は仁淀川で町民とともに生涯を暮らす、この2つを言えばキャッチフレーズに当選をしたあなたの責任と義務において、実際に町外から通勤している職員に対し、どのような対応をするのか。今朝ほど、2人ほど町外から通勤している質問に対する答弁がございましたが、同じような答弁しか構えていなければ仕方ありませんが、違う、選挙で町外から通勤していると相手候補の批判をして当選をした者の立場として、あなたがどのように対応をするのかお伺いをして、最初の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

本日、町外から通勤する職員に対しての質問が幾つかあり、重複するところもあるんですけど、町外から通勤する職員に対して、町民の方から、職員は町内に居住すべきだなどのお話を頂くことがあります。それぞれの家庭の事情や資格の必要な職種の採用などもあります、できる限り町内に居住していただきたく思います。

これからも、職員採用試験の面接時には町内での居住の意思を確認させてもらい、採用の参考にしていきたいと考えております。現在、町外から通勤している職員については、町内に居住するよう繰り返しお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 私は町外から通勤する職員について過去3度ほど質問をしたことがあります。一番厳しいことを言ったのも私であろうと、そのように自負しております。私は、町外から通勤している職員は役場を辞めていただきたいと、このように申しておりますからね。当時の藤崎町長も、職員のモラルの問題だと、そして大石町長も、本人の自覚に任すしかない、このような答弁でございました。

しかし、今朝ほどお二人の議員さんが質問をされました。1人の議員さんは、うんと町外から通勤している職員は朝早う通うて来て夜遅うまでやりよと。あなたもそれに同調

して、町外からの通勤者を褒め上げるような質問と答弁です。もう1人の議員さんは、当たり前じゃ、何を言ひよるんかと、このような質疑応答、質問と答弁でございました。私も後の議員さんと同様でございます。

これまで度々ほかの議員さん方が指摘したことは、有事の際に間に合わないからと、こういったことで指摘をしているのは、これは当然のこと。憲法でも保障されております、住居の自由というものは。しかし、私が聞きたいのは、あなたは相手候補が町外から通ってきていると言って、批判をして町長に、そこで座っている人間ですよ。その人間としてどのようにされますか。あたりっきりの答弁では、これは住民が納得せんはずですよ。あなたの心構えを私は聞きたい。いま一度お願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の再質問にお答えします。

特別職を含め、町職員には町内に住んでいただくこと、これが基本であると考えております。特別職は町民の思いや痛み、町内の状況把握のために町内に定住することは当然のことと思います。

一般職員も基本的には考え方は同じと思いますが、先ほども言いました家庭の事情や資格の問題等もあり、町外から勤務している方がおられます。このような職員には、町内に住んでいただけるよう、繰り返しお願いするしかないと考えておりますが、先ほども申しました町外からの通勤者、この中には本当に努力をしておる職員もおりますので、そこら辺を酌んであげたい面もあるというような意味で、朝も早くから仕事に来て、それから休みも仕事とか、それから地区の行事にも積極的に参加する職員、そういった職員もいますということで、町外職員だからといって、全然町を捨てたというような方じゃない、そういう方もいますということで発言をいたしました。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。若藤敏久君。

○10番 これ以上の答弁は無理だろうと思いながら、再々質問をさせていただきます。

今のような答弁をするんだったら、相手候補が町外だという批判をするべきではない、私はそのように思います。あなたもそれまでは教育次長として大石町長を支えてきた人間でございます。前副町長が町外から通ってきていると、あなた自身は本当に思っていたんですか、どうなんですか。そのことをお聞かせください。

もしそうでなかったのであれば、あなたの運動員が町外、町外と相手候補を責めたこと

を、あなたは止める立場になったはずですよ。それをしなかったということは、あなた自身も対立候補が町外から通ってきたと、このように考えていたのでしょうか、どうでしょうか。

以上で再々質問を終わります。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤議員の再々質問にお答えいたします。

日時とか、いつというのははっきり言うんですが、いの町でお目にかかったこともありますし、私、クリニックか何かだったと思うんですが、高知市へ行くときに擦れ違ったこと、そういったことも何度かありますので、ある一定、そういう通勤体系も取っていた時期があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終了します。

通告第6号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 議席8番、左京でございます。議長の許可を頂きましたので、何点か質問をさせていただきますと思います。

まず1点目ですが、大崎橋の件についてお伺いします。

これは全員協議会でもちょっとお尋ねはしてございましたが、全員協議会の中身を議報に載せるわけにはいきませんので、再度確認と、そのときの指摘に対して、また何か変わっている点があるのかなということで確認という質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、大崎橋のつりワイヤー、あれはつり橋でございますので、上の本線のワイヤーが命そのものだと思うんですが、高さが一部、4メートルも確保できないところがあるとお話がありましたが、あれは川のほうに道を広げるとか、そういうことで5メートルぐらいの確保はできるのかどうかをお尋ねしたい。できることなら、仮設のときから高さの制限とか、そういうことがない計画でできたらいいんじゃないかなという質問でございます。

それから2点目ですが、現在の大崎橋の右岸というのは非常に軟弱で崩壊しやすい。いつ崩壊しても不思議ではないというようなことが地元の皆さんの心配事でございますが、実際に建設課長、またコンサルの方の業者の方、そういう方で現地の実際を目視とか、そういうことで当たられたことがあるのかどうか、そこも併せてお尋ねしたいと思います。担当の課長さんにご質問をいたします。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員の大崎橋に関してのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現大崎橋の横倉長者線のつりワイヤー、直下ですけれども、山側の一番低いところで3メートルしかございません。現在道路構造令を満たしてない状況であります。

現在の大崎橋のつりワイヤーを替えることは非常に難しいため、早急に高さ制限の標識を設置したいと考えております。横倉長者線の幅員は現在3.6メートルで、大きくても4トン車で通行となっております。木材を積んでも3メートルぐらいの高さということを実業体の方からも聞いておりますので、今のところ大丈夫じゃないかとは思われます。新しい橋の架設後も、すぐには大崎橋の撤去は考えておりませんので、しばらくの間は高さ制限を設けることになるかと思われます。

また、2点目の右岸側の軟弱ということでございますが、右岸側の現地を目視調査等で確認しているかのご質問でございますが、以前、大崎橋の加枝側が崩壊した場所、その部分を測量等で見た限りは、あまり不安定な箇所はございません。また、崩壊した箇所の前後、ロックネット工、またストーンガード等を設置しておりますので、今現在は心配ないかと思われますけれども、異常があればのり面対策等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 それでは2点目、左京憲昌君。

○8番 2点目ですが、道路とか町有地の占用許可についてお尋ねをしたいと思います。

まず、その中身ですが、5点ほどお願いしたいと思うんですが、占用許可、これはどんな個人とか法人が申請できるのか。占用許可というと多分、皆さんぴんとこないと思うんですが、例えば電柱の控え線とか支線、それから例えば自動販売機、そこら辺りが道路に、町道のほうにはみ出ているとかいうようなときに該当する許可のようですが、どういう方が申請できるのかというのが1点目。

それで2点目、申請者の審査の方法、その人に貸して妥当なのかどうかというようなことは、どういう方法になっておるのかということ。

それから3点目ですが、占用許可は結果として審査の結果、どういう個人とか法人に認められるのかをお尋ねしたい。その際、電柱とか支柱のところに関わる使用料が発生している法人の数とか認可の数というのはいかほどなものだろうかということが分かれば、お

尋ねたいと思います。

それから4点目なんですが、使用料の有料と無料はどういうさび分けによって決まるのかをお尋ねしたいと思います。それは、できることなら法人の使用料の年間の合計、調定額、収入額をお尋ねしたいと思います。

それから5点目ですが、設備を造られた方、占用許可を受けた方が、どういう保守の管理とか維持管理をしなくちゃいけないという規定とか、その周知の方法、役場から占用者に対して、保守管理の規定とか周知の方法をお尋ねしたいと思います。

○議長 黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 左京議員の道路や町有地の占用許可に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、占用許可はどんな個人や法人が申請できるのかとのご質問ですが、町内、町外、全ての個人及び法人が申請できます。

具体例を申し上げますと、個人の場合、自宅等への進入路の設置により道路既設構造物を取り壊すとき、または生活用水を引くためのホースを道路に埋設するときなど、生活に直結する申請が大半となっております。法人の場合は電柱の設置が大半であり、その他としては、県や国の発注工事による土砂、資材等の仮置場、現場事務所の設置、取り合わせ道等の設置等となっております。

次に、申請者の審査方法ですが、提出された書類の審査となります。申請書のほか、会社の業務概要が分かる書類や個人の身分を証明する資料の提出を求めることがあります。状況により現場を確認することもあります。

続いて、占用許可の許可基準ですが、仁淀川町財務規則に使用許可基準が定められています。公共性、公益性、緊急性、隣接地の所有者等からの申請の場合はその必要性などが求められています。その他として、町道は道路法の適用を受けるなど、事例ごとに関係法令等との整合性、違法性の有無も確認しております。

なお、法人の許可実績につきましてご報告させていただきます。令和元年度の許可件数は、道路43件、道路以外の町有地使用46件、使用料については、道路占用は無料です。道路以外の使用料の総額は約549万円です。令和2年度は、道路52件、道路以外の使用59件、道路占用は同じく無料、道路以外の使用料の総額は約577万円です。令和3年度は、道路17件、道路以外の使用49件、道路占用は同じく無料。道路以外の使用料の総額は同じく約577万円でございます。

続いて、使用料の有料と無料の決定ですが、行政財産目的外使用料条例により、有料の場合の計算方法や減免の対象となるかを定めています。土地の使用料については、当該土地の台帳価額に100分の4を乗じて得た額を年額としています。電柱、支柱等に係る使用料については、電気通信事業法施行令で定める額です。

なお、町有地の使用料については、合併以前から継続している特に古い案件では、当時の条件を引き続き用いているものもあります。

免除の場合の具体例を申し上げますと、公的機関からの発注工事などに関連した公共性が認められる場合、町有地の使用料は免除しております。また、道路占用の場合、使用料は免除しております。

最後に、使用者の保守管理の規定や周知方法ですが、仁淀川町法定外公共物管理条例で定める許可書附款に示しており、許可に係る保守管理は全てこの考え方に準じております。附款では、町及び第三者の支障とならないよう十分留意し、使用期間が終了した場合は原状回復するとともに、町が構造物の移設及び撤去を申し出た場合は、使用者の負担にて対応することとしております。

また、道路占用については道路法の規定も適用されます。その周知方法は、町有地の場合と同じく、許可書への記載により周知しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 今のお話で、許可書に保守管理の規定が書かれているということと言われたかと思うんですが、自分は許可書のあれを、現在結ばれているものを、コピーを見せていただいているんですが、その中にそういう詳細が記載されているとは思いません。

それと、さっきの電柱については無償だという解釈になるような回答を頂いたと思うんですが、その電柱が民地になるのであれば、もちろん民地のほうに対して許可を受けているはずですし、民地のほうに対して使用料をお支払いされている。道路だからといって、特に仁淀川町は使用料をゼロにするいわれはないかと違いますか。これもやっぱりほかの市町村の予算書とか、そういうのを見ていると、ここはちゃんと取っているんだなと。仁淀川町なんかはちゃんと取っていないんだな、取っていないんだなというのは、私は雨が降っていましたので、今日は何もすることができんなと思いながら、何をしたらいいのかなと思いましたが、ちょうどグーグルで見えていきますと、自分が知っている道を見えていきますと、すぐ30本、50本という電柱が道路に、町道に建っているわけですが、そうすると、

控え線もあるし、これは逆にそういうことから逆算していくと、仁淀川町は道路の占用、電線とか、そういう電柱関係でも2,000万円ぐらい収入があっても不思議じゃないんだなということを思ったわけですが、非常に500万ちょっとで少ないと思います。

それと申請者の審査、これについてはもっともっとシビアにやっていただく必要があるんじゃないかと思うんですが、というのは、会社は大きいだけが立派な会社ではありません。大きな会社でも車の事故に、例えば当て逃げするような会社も中には交じっているわけですから。そういうところも十分留意をして運営をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長。

○黒川総務課長 左京議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、仁淀川町法定外公共物管理条例で定める許可書附款に示しておるということですが、これにつきましては後でお示しするようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、町有地でなぜ無料になっているかというご質問ですが、無料という場所が道路敷、例えばのり面であったりするんですけども、その場合、実は道路を抜くときに土地を無償で提供していただいたりしておりまして、まだ登記が民地のままの状態のところ結構残っております。そういったこともありまして、一律に料金を取るというふうなことはなかなか難しいので、公平性も保ちつつ、民地でもあるということもあって、なかなかお金を取るというのも、なかなかそこまでは町としていってないというようなことがあります。道路敷につきましては、一番言えば登記ができてないということが一番の問題ではありますけども、そういうこともあって町有地にはなっていないと、登記上ですけど、そういうこともあって無料というふうなことで来ております。

今後、こういうこともあって、登記のほうは進めていかないといけないというふうには思っております。重要課題ではあります。

それともう1つ、申請者の審査を十分にということで、問題等が確かに起きたとき等、今後出てくるかもわかりませんので、そこはちょっと今後、慎重に行っていくよう心がけたいと思っております。

以上です。

○議長 再々質問、左京憲昌君。

○8番 今、総務課長がおっしゃった登記上云々というお話がありましたが、それは仁淀

川町にも許可申請が出て、それから個人のほうにも許可の申請が出て、加地子というか使用料を支払っているような状態ということはある得ないと思うんですが、仁淀川町へ申請をしてきたら、個人のものということではないかと違いますか。個人のものであれば、個人に当然行っているはずですが。そのところを、今ここで詳細は答えられんかもわかりませんが、とにかく仁淀川町として課税できるものはちゃんと課税してほしいということがこの質問の趣旨でございます。

○議長 総務課長、答弁。

○黒川総務課長 左京議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられるように今後もう少し、その道路敷になっている部分がなぜ無料か、その辺りをもうちょっと整理して、今後お金が取れるかどうか再検討させていただいて、ちょっと取組させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で左京憲昌君の質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

午後 3時13分 散会